

## 服部神楽講文書

大宮守友・蘭部寿樹

## 【凡例】

- ①本稿は、服部神楽講（奈良県生駒郡斑鳩町大字服部）所蔵文書の翻刻である。
- ②本文書発見・公表の経緯については、大宮守友「応永廿五年三里条々規式等について―斑鳩町服部神楽講文書の紹介として―」（『奈良県立民俗博物館研究紀要』一五号、一九九七年）を参照されたい。
- ③紙幅の都合上、本稿では便宜一七世紀中期までの文書を翻刻した。それ以外の文書については当面、国立歴史民俗博物館所蔵『服部神楽講文書写真真帳』ならびに『服部神楽講文書（稿本）』を参照されたい。
- ④翻刻にあたっては、原文書の用字を尊重したが、基本的に通用漢字・通用仮名を用いた。ただし、夕、茂、江などは原文字のまま用いた。
- ⑤便宜、本文中に読点、並列点・などを加えた。
- ⑥原本の字配りを尊重したが、空白を入れるなどして、判読の便をはかった箇所がある。また算用符類は、紙幅の都合上、二段に組んだ。
- ⑦本文に関する翻訳者の私見は括弧内に記し、誤字・脱字などが推定される場合は（ママ）を付した。
- ⑧「■」は墨消しを、「字」は墨消し・原文字（推定）を、「□」及び「□」は虫食いまたは文字不明を、「□」<sup>（字カ）</sup>はその推定文字を、それぞれ意味する。

一 応安二年（一三六九）八月 新福寺縁起

敬白 新福寺開眼善根事

三間四面堂一字

本佛三尺薬師如来像 四天王像

新佛丈六阿弥<sup>（陀、以下同じ）</sup>如来像

右甄録若斯、夫服郷新福寺者、釋圓上人草創□薬師如来靈驗場也、堂内僅二丈餘無處于結衆□、佛鉢又三尺許有感于來客至誠所以拜本尊、則拭勝利揭焉之感□、<sup>（道）</sup>場亦含座席狭少之遺恨、爰沙門慶信竊察衆人之蓄懷、試勤數輩緇素當寺一結之善友、併為合力之檀那寺、仍以去建曆三年<sup>歲次</sup>西中春上弦之候□木之螢同清明二八之朝上梁棟之構、自尔降漸々蟲屑落々奔走新筵廣傳□壇場忽逞周匝嚴飾之寶刹、時佛子淨□依祈誓有内感、至承久二年十月廿一日□丈六紫金弥陀如来像以安坐梵宇中臺、嗚呼函蓋具足心事相應□、始自今年三春即限未來際有勲修法華八講、將以善根有次聊□開眼供養之微功、惟以薬師者東土能化施像法轉時之利益焉、弥随者西方教主專垂娑婆機縁之濟度、而兩岸遠々苦海茫茫、非妙

法之船筏、争到□捉之真城非一乘之寶車、何出煩惱之朽□、故知二尊一  
經者、尤為當機之指南者□、而靈場忽逢火災之難、須廻再興之計、仍□  
十方檀那之合力各致二尊佛像之安□、抑四恩皆高蓋報其德、亦趣俱□宜  
□彼愁、然則緇素先亡之赴黄泉也、早遊□切德池之波、親疎後與之辞白  
日也、速乃品蓮臺之風乃至法界平等無遍矣、敬白

応安二年己酉八月 日勤進聖妙念敬

二 応永一四年(一四〇七) 七月二十九日 服新福寺堂懸板写

服新福寺之 日光阿弥施  
本堂 薬師

四天王十二神也、社宮牛頭天王也、應永十四年  
月光十一面

本願釋圓上人ナリ 四月六日御命日也  
御八王子コレアリ

・ウリカキノマス也

貳斗堂ヨリ頭屋エキヤウレウ下行アリヘラツ也

ヲキトミ庄字キソ田東繩本南半折 カクエン房寄進也 堂箱ニアリ

丁七月廿九日 壹反一石六斗代堂舁公事物五十文ナラ反錢四舁ナラ反米  
ハンマスノヘニテ

ウリカキニ定也  
貳十五文アフラ錢取也 三舁キレウ取也 成身院七斗代舁一合

チヤモラル、ナリ堂ヨリ建也 此内 十一合 三舁定引

ナラサウクウ反錢モ五十文カ、ル成身院ヲ  
マルニヒクナリ

十一合舁定也  
百文所反錢八舁五合反米合四斗三舁三合五夕ウリカキニノヘテ入也

口定ナキケン地子也 服新福寺堂

ハンフンナリニ  
アリ毛見錢貳十貳文出一乘院反錢ハ五十文カ、ル也

此ホカ一粒一錢シンヤククワヤクカ、ラツソル

三 応永二五年(一四一八) 八月六日 三里条々規式

(端裏書) 式  
「三里条々規□」

定 龍田社頭郷役并三里条々規式等事

合

右三里三ヶ所者、其名ハ雖為各別、社頭役ヲキテハ三里集會シテ可入

分濟ヲ結懈(解、以下同じ)シテ人数ニ配分シテ各々出合せ勤仕セシムル事、昔ヨリ定タル法儀也、但於人数者、上座方八十七、庇座八十八ヲ定ニ八月ノ神楽ノ集會ニ勘定シテ勤仕セシムル事、尤為先規上者、向後更不可有異儀者也

一 正月十日社頭大般若転讀之御布施、十一口々別ニ二舛宛、都合二斗二舛ノ分ヲ三ヶ所ヨリ三度マイル

一 二季彼岸御神楽十六スヘノ折敷餅五十八枚之内三十五枚・酒三斗、大明神ヘマイル、十七枚・酒一斗夷御前ヘマイル、三里ヨリ社参之中ヘ

三代寺ノ神御供一前酒五舛給テナウラム、三里ノ御宮ヘ二折敷宛酒一升ツ、マイラスル、神楽田ハ其年ノ會坊、年作ニウル

一 三月十九日三十講神御供ノ餅米二斗五舛ニテ、餅數八十枚可取、次講經用途懸錢等合テ二貫五十文之内一貫文ハ懸錢分也、御導師布施ニ二百文、三里道場勸進分ニ四百文、四人之用僧ニ二百文、堂達誦誦紙之代加テ百文、御經ノ布施二百文、以上二貫五十文也、是等集會ノ入目等ヲ都合シテ人数配分シテ可出也此外之懸錢ハ隨器量思々ニ被懸ヘシ

一 九月十三日御祭神御供事

白米一斗四舛宛、三里ヨリ出合せテ四斗二舛ニテ、大餅百二十枚、小餅八十枚トルヘシ、神御供ノ御飯二坏一舛盛餅米之内ニテモルヘシ、御幣(幣、以下同じ)小刀キリノ折足二百文宛三里ヨリ出合テ、ヲトナ請取テ用意スル、殘錢アレハ夷ノ拜殿ニテ酒ニマイル

一 三月一日祭、弊七前之内、五百并分ハ四前、酒ハナシ

一 例式雨悦猿楽録物ハ夏麦六斗量器定也、三里ヨリ出合テ下行スル、タトヒ秋沙汰スレトモ、其年ノ夏麦之錢直ヲ結懈シテ下行アルヘキ也

應永廿五年戊戌八月六日龍田御社雨悦相撲作法役人等事

合五十番

行事

東 左近太郎殿今在家 共足三人

衛門二郎殿キタ、孫太郎殿主屋 八郎殿西イモウ

右馬三郎殿ラク 六郎殿西ウラ 衛門三郎殿五百并

西 助太郎殿エハ 共足三人  
樓門ノソトヨリ二行二入、庭中程マテネリ出テ少シフミトメテ、御社ヲ三度礼スヘシ、又両方ノ座衆ノ方ヘ礼ヲ一度シテ、シヤウ木ノキワヘネリヨリテ、両方キト見合セテ礼ヲシテ、シヤウ木ニナラル、御社ヲ礼スル時ヨリ、シヤウ木ニナラルマテ、共人ハ扇ヲツカエテ、ツクハウテ、後シツカニ行事ノワキヨリ西東ヘ少シ居廻シテ、白沙ノ上ニ座スル也

次円座持 東介次郎殿服 西介九郎殿今森井

先円座ヲモロ手ニ以テ前ニアテ、下テ出ルナリ、雨垂ヲコエテ、チト立トマル様ニシテ後、円座ヲ目ノトヨリマテサシ上テ、カイナヲサシノヘテ、両方同様ニノシクト歩テ、正面ニ並テヲキテ後、ヤカテコシナル扇ヲヌキ以テ、ヒタシノ両方ノワキヲ引上ルヤウニシテ、東ハ左ノ足、西ハ右ノ足ヲウシロムクヤウニ廣ヒロクフミマワシテ、三足ニノキテ、東ハヒツシサルムキ、西ハタツミムキニ居ルトキマテ、円座ニ目ヲハナサス、シリ目ニカクヘシ、身ハハタラケトモ、目ヲハナサネハ、キモカ有テ見ヨキナリト、奈良ノ一説也

次庭持 左近五郎殿石ハシ 一郎殿同下司

庭ヲ大タ、ミニシテ、モロ手ニ以テ、雨垂ヨリスコシ立出テ、北向ニ立並テ右手ニテ庭ヲ西東ヘサツトナケテ、中ヘ引合スルヤウニシキテ、円座持ノ立ノク様ニ同ク三足ニノキテ、東ハイヌキムキ、西ハウシトラムキニ居也

次襄持 左近太郎殿石ハシ 齊次太郎殿服

襄ノ口ヲ右ノ手ニ取テ、左手ニスエテ二行二出テ、庭ノマ中マテシツトヨリテ、庭ノ上ニヲキテ、襄ノ口ヲトイテ中ナル布ノ取ヨキヤ

ウニシテ、扇ヲ取テ立アカリテ是モ三足ニノキテ莖持ノ次ニ正面ニ向テ居ルナリ

次召出 衛門三郎殿今在家 右近次郎殿同下司

樓門ノ下ヨリ大刀ヲ右ノカタニカタケテ、左ノ手ヲハ腰ニラサメテ、ヒチライカラカシテ、雨タレノ内マテ二行ニネリ入テ、大刀ヲサカサマニ、カイナヲサシノヘテ、ツイハリテ、シハシ立テ後、大刀ヲ頭ノ上ヲ打コシテ、同様ニ右ノ肩ニヲキテ、中ホトマテ出テフミトメテ、大刀ヲモロ手ニ以テ目ノトヲリマテサシ上テ、カイナヲツヨクサシノヘテ、左手ヲハアヲノケテ、以チトアヲクヤウニシテ、コシヲツヨク以テ、サキナルモノヲフマエントスルヤウニ、大マタニイカニモツヨク歩テ、大刀ヲ円座ノ上ニ同心ニヲキテ、一足ノキテ手足ヲ三度マイラセテ、タフサナル弊ヲ取テ円座ノ上ヘナケスツル、サテ立ノイテ向ヒ合テ、手アワセ三度ノ後、爪取三度シテ足ヲアワセテ後、円座ノモトエキツノト歩ヨリテ、西ハ大刀ヲ取テ頭ノ上ヲウチコシテ、カタクルヒヤウシニ、キリ、トマワリテ南向テ立ル、東ハ大刀ヲカツヒテ円座ヲ東ヘメクリテ後、両方立並、同心ニ出ル時ノ如クニ、莖ノモトマテ歩テフミトメテマツル時、曩持立ヨリ布ヲ取テ、始ハ右、次ニ左ノカタヘサツト打カケレハ、前ハキルモノ打アワセノヤウナルヲ、ナニトナク左ノ手ニテヲサエテ入也、次円座持、次曩持、次莖持、臍次ニトカラスヲソカラス、アイヲ見合テ入ヘキナリ、次ホツテノ様モ同風情也、奈良田舎人々見物シテ、是ハ奈良様ノ法則ニヲトラス殊勝ニ出来タル由構筈之間、三ヶ所之面目無是非事ナリ、仍為向後御才学大概所記如斯

一 龍田殿ヨリ富河カリヤヲ茶所ニ御カサリ有テ、諸衆ニ御ケタミ有間、御シヤウクワン至極候間、見物ノ貴賤上下等驚耳目畢、次ヲトナノ座ハ西方ノ庭、東方ニ龍田三ヶ所座セラル、三里カリヤハ相撲取役人等ノ幕ヤニスル、出立ハ舟後ノ堂廊ニハ座衆、堂ニハ僧衆、座シキハ

テ、庭ニテ北向テ内ナラシアリ、出立ノ酒肴等三里ノ衆分随器量不嫌多少ヲ披出之間、更不及吳儀者也

#### 四 文安六年(一四四九)三月一日 新福寺再建供養祈願文

敬白 新福寺供養事

奉造立供養三間四面堂舎一字

奉開眼供養阿弥佛尊像一牀

奉開眼供養四大天王各一軀

南瞻部洲大日本国大和洲平群郡服郷新福寺一結衆等稽首和南白而言、夫弥随□覺者迎十惡五逆於安養淨利之春花矣、藥師如来者救七難九橫於瑠璃報土之種月焉、二聖誓願既超諸仏十方群類、何不恭敬哉、爰當寺者釋圓上人之草創星霜年舊之勝地也、本尊者弥随・藥師之二佛、靈驗無雙之金容也、然應安第二曆依不慮友災、堂舎并弥随四天像一時壞没云々、從其以來今至文安六年首尾八十一季之間、当郷一結之衆等起無二大願、積多歲之貯、新建立三間四面堂舎□宇、又營造皆金色阿弥佛尊像、東方安置古仏藥師如来像、四隅奉居新造四大天王像者也、倩拜端嚴之形像、生身法眼前盡閑思超世之悲願極善極惡心中空於戲昔月蓋長者之鑄造一光三尊之聖容也、忽治五種疾病、今信心施主之刻彫丈六八尺之尊像也、盡成二世之願望于古、今雖時異、得益更無疑、万事悉周備三寶定和見矣、仍奉請數十口龍象、新開眼供養道儀、木像既五眼具足定可具前佛後佛躰皆同之力、用新佛亦三身圓滿豈不滿功德圓滿遍法界之巨益哉、所講者大乘之真文梵唄錫杖之音、仰證明□諸尊聖衆、所奏者伶倫之舞樂糸竹呂律之調、乞擁護於天神地祇矣、矧亦櫻梅桃李之競乎、前後想像於正三品土之階級燕雀黃鶯之囀乎、晴天省作於五々聖衆之詞詠以景氣之自然、知法事之成弁者哉、若尔依世出世間者、根當郷近郷遂七難即滅之望、答面々各々之懇志、國中国外懷七福即生之喜、重乞伽藍久住持而、戴五十六億之霜本尊倍威光而及三千大千之梢、今上皇帝御願圓滿天下泰平万民

歎笑乃至結縁之群類各願成就無邊之含識離苦得樂矣、仍善願之趣如斯  
文安六年三月十一日 郷内一結衆等 敬白

五 文明二二年(一四八〇)七月四日 三里十万度日記

ミサト田数之日記

五〇〇井方 十七町八反三反切

ハントリ方 卅町二反切 イエニ一反ツ、マテ

タシコ方 三町七反半 イエニ一反ツ、マテ

〔以〕上五十一丁六反

一貫五百文 イヲノキ方カリチカヘ

〔六〕百九十一文 米二石五斗之代

ハントリ方カリチカヘ

メ六百七十七文 シンセウ口入

以上四貫八百七十一文カリ

(以上、全面を墨線で破棄している)

明應六年丁七月廿五日十万度事

合

二百八十四文

百文 タヒノミサト道場ニテ

六十文 シハハンサケツクルマテ

チウシ一テツカキカミ

百八十文 カワラケ五トイリ四百スツキ七百五〇

五十文 シヲ

八十三文 コメツキノ入目

サ、ケ サイハニツ

五文 ナスヒ ハイテンノサカナ

(乙名の寄合)  
ヲトナノヨリ合  
七月十八日まで

廿三文 同ハイテンノサカナ マメ二舁

三百文 クワンシン チヤヤノチヤノせニ

卅六文 市ノ三郎サカテ

四百文 ヒヤシルノサカシヲ ヨキサケ

百八文 二日ノタレシル サ、ケマテ

ヲシキノソキ

卅文 サケノタリ 五舁

藤二郎道場ニテ、チヤノせニ

一貫五 文 (和市、以下同じ)

此内八斗サケニツクル シホリタテ一石二舁

一貫百十一文 一石ハナウチワシ九舁ツ、

分ノ二日ノハン新 アケ日ハ五百井堂ニテ

百十八文 七月廿九日さ、の時すし

アサフリ サカナ

七十二文 ヨキサケ同日

以上四貫八百五文仕分七月廿九日さ、

三ヶ所ノサタ人ニ二舁ツ、六十六文下行

以上四貫八百七十一文

十万度カミハ六十 シモ八十三マテ出

ケカレノコト シニイミハフク三ヤ チイミハ一ヤ

イミノキケ出候

十万渡入目分

八舁一合ツ、

二貫四百七十九文 ハンレウ二石一舁代

一貫六百六文 ニヨリサケ二石三斗代

二百文 此内百文ハクワンシンチヤ屋

百文ハソウウヨリカキ

チヤ銭

百文

四百卅二文

十三文

五十六文

百四十三文

五十文

二百七十五文

百十文

五十文

二百六十八文

十三文

百八十七文

五十文

めたり(カ)  
五十文

百卅七文

七十二文

三十文

以上八六貫三百五十文歟  
本別七貫三百三文ニテ

同九月廿八日上

文明十二年<sup>カノエ</sup>七月四日

六 永正六年(一五〇九)三月二六日 博奕禁制案文

(端裏書)「ハクチノアンモン」

禁制 博奕条々之事

一於博奕沙汰可為三里之置、雖然、不應成敗於仁躰者、地主事申分、自

申アケ

ミソ

カミ

フリ

米ツキ ユタキノチン

シラ

ヲシキ カワラケ

シハ

ヨリアキノサカテ

ヨリアキノヨキサケ

マメ一舛

ニシハ

神主殿ちや錢

わり木六束

サ、ケ

三ヶ所サタノモノニ下行  
二郎方チャ錢

地主家可被放事

一於知皓輩者、設雖為博奕人数、取三里棟別一貫文可為勸賞事  
右博奕之旨、所定如件

永正六年<sup>巳</sup>三月廿六日

ハトリ 淨真 在判  
イラキ 道法 在判  
タンコ 寛 在判

七 永正六年(一五〇九)三月二六日 三里役相論断簡

(端裏書)「ミサトヤク、タツタトノトサウロンアンモン」<sup>(シ)</sup>

一ミサトヤクノキニツイテ、タツタヒカシ<sup>(龍田殿)</sup>  
クキヌキヲハイリ<sup>エムラカイトタツタ</sup>トノエマイルミチヨリヒヤ<sup>(シ)</sup>

エムラカキト、ミサトヤクスルナリ、シカルトコロニマタ<sup>(シ)</sup>  
クチニシヒカシノヲウミチヨリミナミノ<sup>(シ)</sup>

ミサトヤクスルナリ、シカルトコロニ、センレイニマカセ<sup>(シ)</sup>  
クチミナミノハウ<sup>キヤウフヤ五郎コレリヤウニ</sup>ミサトヤクサイソクノトコロニ<sup>(シ)</sup>

サイシヨニテナキヨシ、タツタトノヨリヲウセラル<sup>(シ)</sup>  
センネンモ、サウロンノキノロヤ、戊子ノ年ノシヨ<sup>(シ)</sup>

此ヨシマウシソロトイエトモ、ナラタツタトノニシヨ<sup>(シ)</sup>  
ナクテ、センスルトコロ、御クシニナシテトヲウセ<sup>(シ)</sup>

戊子ノ年ノシヨウコノウハ、ユメ<sup>(シ)</sup>ヤナウヘ<sup>(シ)</sup>  
ヲモムキマウシヒラキノロエトモ、シンリヨマカセ<sup>(シ)</sup>

ニイテウケタマワル間<sup>チカラナク、シヨウモンアリトイエトモ</sup>三サトノウチ三八ウ<sup>(シ)</sup>  
道法マカリイテ、ミクシヲタマワルトコロニ、三<sup>(シ)</sup>

リシユンニミクシヲタマワリ候事、右以後<sup>(シ)</sup>

注之所如件、永正六年<sup>巳</sup>三月廿六日

八 永正六年(二五〇九)三月二十六日 三里役条々定

ハツトリハ四<sup>(膳、以下同じ)</sup>せん九月一日サケハナシ

一 アマコキ、コウレイノサルカクロクノコト

ナツノムキ六斗チヤウカウノマスノサタマリナリ、ミサトヨリ、タシ  
アハセテヲロス、ソノトシノムキ、アキノネヲケツケシテ、コメニテ  
モ、ヲロスナリ

一 アマコキノコクウノコト七せん

二 せんイヲノキ 四せんハツトリ 一せん、サケ一<sup>舂</sup>タシコ

一 タツタヒカシクチノ南<sup>(ミナミ)</sup>ハウハミサトヤクヲカクルニ、タツタトノカク  
ヘカラストヲホセ候テ、サタニナリ、<sup>(講 頼 母子)</sup>三十カウタノモシ、<sup>(八 講)</sup>ハツカウヲ  
トメラル、タツタイヌキトノ、<sup>(中人)</sup>チウニンニテ、ミヤノマエ<sup>(テ)</sup>□、ミクシ  
ヲトリテ、ミサトハウエクシヲトリテアルアイタ、ソレヨリタスナリ

應仁二年<sup>戊子</sup>八月 日

定 應仁元年<sup>壬午</sup>三月廿八日シユエノサタメ

一 三里<sup>(道 場)</sup>タウチヤウ、<sup>(如 法 經 田)</sup>ニヨホウキヤウテンノコト

トキノヒシリ、キヤウテンヲ、ワタクシニネンケニウルヘカラサルモ  
ノナリ

一 キヤウテン、<sup>(乙名)</sup>ホンチシ・シヨヤク、ソノトキノヒシリ、フサタアラハ、  
ソノハウノヲトナ、サタアルヘキコト

一 タ、ミテンアルアイタ、ヒシリ、モシフサタアラハ、ヲトナハウエト  
リアケテ、サタアルヘキコト

一 タ、ミカス四テウノサタマリ、ムカシハ六テウ

イヲノキ、ヲキトミ、アント

文正元年<sup>壬午</sup>十月十七日 ヤクルトキ、モノトリニ

トラレテ、イマハナシ

キヤウスイカマハ

一 コロモ一、シヤウエカタヒラ一、キヤウスイカマ一、チヤウス一  
コレハ、ヲトナハウヨリ、ケキヤウアリ

一 ミノコイカタヒラ一、チ□コイニ、キヤウスイヲケ一、アカヲケ一、  
カモキヌ一、大ヒシヤク一、ナカラヒヤク一、ニヨホウキヤウノタン  
ノハリシヤウシヲハルコトハ、キヤウトクルヒシリノサタナリ

一 ヒシリノワタシコメ七斗六舂、モシフサタノトキハ、キヤウヲウケト  
ルヘラス<sup>(カ脱)</sup>

一 キヤウテンノタカス<sup>(田数)</sup>

一段アサナニシノカト 貳斗八舂 ミハツカウ 白米<sup>カクイ</sup>一舂 せチレヨウ  
メヤスヨリ  
正月ニトル

服<sup>ひつりおカヤシシヨクノハ分</sup> 中屋真乗 房ノキシ<sup>キ</sup>ン忌日<sup>キ</sup>ハ五月十日  
カクラテン 四斗<sup>タンコナカノ</sup>アンエハカル

一段ヤスキ<sup>ヒカシウラニ</sup>ヲナシヒトノキシ<sup>ナリ</sup>ンナリ  
半フカキメン タ、ミテン、キシ<sup>ン</sup>ンシヤウアリ

真乗<sup>ノシツノサコト</sup>房子息左近殿<sup>ノサコト</sup>キシ<sup>ン</sup>

一段アサナホソキカモトミサトノヲトナノカウチ、キシ<sup>ン</sup>、クワシキコ  
トハ、ケンケイニアリ

一 貳斗<sup>ニ</sup>貳舂<sup>ニ</sup>ヤシキノチシ、タンコニヨホウキヤウエハカル、ソレハ、ハ  
ウモリマワリヲツクルアイタ、ハウモリハカルナリ

一 コノハウモリ、ヨソノチヤハウスヲトメ、ミサトヤクヲハツシ、ナツ  
アキノチヤヲセサセラル、ハ、寛正五年<sup>クワシキウ</sup>サル<sup>キノエ</sup>十月ヨリ、ミサトノ  
ヲトナサタメタマウモノナリ

一 文明四年<sup>辰</sup>三月廿七日ヨリハシマル、  
ハツトリヨリ

ハツトリヨリユミヒキニマウルヘシ

タンコ  
イヲノキ

一 エ方三十カウ、ニキノヒカンノカクラ

ハコアツカル、シセンアマリせニ、マタワシカエナントスヘシ

タツタエマテ、一年モチナリ

二月ノヒンカンヨリ来二月ノヒンカンノヲルトキマテ、アツカルナリ  
コノホカマタ、タイキノサクシナントアラハ、三カシヨトシテ■スヘ  
シ、ヲトナノ定メ如件

一 九月十三日三ヶ所ソウシウ・ヲトナシユンシノトキ、カリヤニテ、ヨ  
キサケ五舛、エハウヨリトリナスヘシ、此代ハ三サトヨリ下行ナリ、  
タ、シ、サカナハ、ハス、エタマメ以下御クウノアマリヲ、トリアワ  
七一、トリアワセテセラル、ナリ、ヨクモアシクモ、ミサト、シテ、  
イランニヲヨフヘカラス、仍所定如件

一 ヲトコヤクニツキ候テ、ヨソヨリキタリ候ハンスルモノハ、三年ニナ  
リ候ハ、ミサトノクシライタスヘシ、モシマタ、ミサトノヨミアキ  
ヨリサキニ三年ニアタリ候ハ、ソノハウストルヘキサタメ如件、明  
應三年<sup>卯</sup>八月卅日サタメ

イセシノキ、マキレ候ニヨリソロテ、カクノコトクサタメヲカル、ナ  
リ、ナヲ<sup>く</sup>ヲヤ三サトノクシライタスモノナラハ、ソノコヲサナキト  
キタコクツカマツリ候トモ、カエリツキ候ハ、シヤウサハ十七マウ  
トハ十八ヨリイタスヘキナリ

一 マメノハ、ナ、タイコン、ヲチホ、サ、キノハ、エントウ、タリヤウ  
ニテトリタレトモ、ミサトエ入ヘカラス

此タクキ、ケカシタラントモカラハ、百文ツ、ノトカニヲトシテ、ソ  
ノハウノ三ヶ所ノサタ人トシテヲトシ、サト<sup>く</sup>ニテ、キフクトリツ  
メ、サタニンエトラスヘシ、萬一サタ人フサタ候ハ、サタ人ヲ百文  
ノトカニヲトシ、三ヶ所ヘメサルヘキ、サタメヲカ、<sup>(符カ)</sup>ル物也

明應七年 戊午十月八日

一 イヲノキヨ二郎ヲトコヤクニツキ、ハントリ方エヨ二郎カタクワビコ  
ト候ホトニ、イヲノキノサシウニ近年イラレ候ニヨリ、シヨウタク、

ハントリニセラレ候ホトニ、イヲノキエシヨクセサセ申候、キヤウコ  
ウニ此レイヲヒキ申方候トモ、シヨウキンアルヘカラサル、ヲキテノ  
タメ状如件

明應八年<sup>己未</sup>三月廿日 イヲノキ  
ヲ、カタサエモン

一 ミサトヤクノキニツイテ、タツタヒカシクチ、クキヌキヲハイリ、エ  
ムラカイト、タツタトノエマイルミチヨリ、ヒカシノ方、マタヒカシ  
ノクチ、ニシヒカシノヲウミチヨリ、ミナミノ方、ミサトヤクスルナ  
リ、シカルトコロニ、センレイニマカセ、ヒカシノクチ、ミナミノ方、  
形部、<sup>ヤ</sup>弥五郎コレリヤウニン、ミサトヤクサイソクノトコロニ、ミサ  
トヤクノサイシヨニテナキヨシ、タツタトノヨリヲウセラルコトニ、  
センネンモ、サウロンノキ、ソロヤ、戊子ノ年ノシヨウモンソロアキ  
タ、コノヨシマウシソロトイエトモ、ナヲ、タツタトノニ御シヨウキ  
シナクシテ、センスルトコロ、御クシニナシテト、ヲウセソロ、戊子  
ノ年ノシヨウコノウヘハ、ユメ<sup>く</sup>カナウマシキヲモムキ、マウシヒ  
ラキソロエトモ、シンリヨマカセニト、シイテ、ウケタマワルアキタ、  
チカラナク、シヨウモンアリトイヘトイモ、シンリヨニマカスヘシト、  
ヲノ<sup>く</sup>ヲウセアツテ、エハウニテアルアキタ、ミサトノウチ、イヲ  
ノ<sup>キ</sup>道法マカリイテ、<sup>タツタ御ホウセンニテ</sup>ミクシヲタマワルトコロニ、ミサトノリシユ  
ンニ、ミクシヲタマワリヲワンヌ、仍以後為支證文ニ言注之所如件

永正六年<sup>己未</sup>三月廿六日

九 永正九年(一五一二)六月二五日 五百井・服・丹後三

ヶ寺僧衆書状

儀付、先年細川殿鶏鳥様之依御越、丙子之年澤蔵軒ト云僧  
和芴衛令乱入、然處國並之儀而、三里道場寶壇経坊一円焼失了、然者、



如法経及退轉、然處、宝壇道場依可有再興之儀、如法経方徳分及六ヶ年三ヶ所長人方被知行處也、雖然、如法経田、因幡里東浦壹段之内ヨリ十二合舛定四斗之眞所經聖方ヨリ三ヶ寺僧衆方衛在之、於此眞所者、毎年七月五日・同十二日両日立田宮衛三ヶ寺僧衆等有社參日中之新米而致三時勤行、然間、四斗之眞所、自長人方、三ヶ寺僧衆方へ于今無退轉納所也、然處、長人方餘無沙汰之間、壬申六月下旬之比、長人方へ及催促、自長人方被申事、百性吉田衛門次郎彼眞所無沙汰而、去年辛未年冬中仁及逐電之由被返事者也、堅及催促者、經堂以下不可成之儀被仰之間、然者可為無興隆之様、僧衆方申合被困處也、自今以後三ヶ寺經聖、是ヲ引別二而雖有聊余之儀引別不可成者也、其經聖方ト而可弁賞者也、万一有菟角問答之儀者、三ヶ所長人方以此状無為之通可被仰達之旨、目出候、然者、於以後為支證分明之状、註置者也、恐々謹言

永正九年壬申六月廿五日 同三ヶ寺僧衆等

五百井 服 長人御中 丹後 參

一〇 永正一五年(一五一八)八月二八日 三里道場風呂奉

加帳 三里道場風呂事

風呂永正十五年(一五一八)六月廿日ヨリ始之 八マイ

□ノコト

百文 シユセンハウ へ三百文 ニシサト フロノタツ時

フロノシリノ時 大永五年三月十九日

へ五百文 サンカシヨ

百文 トウヤウアン

百文 ノウミヤウシ

へ三百文 メヤス フロノタツ時

百文 チヤウフクシ

ラシケ

次郎大郎大夫

モンケシ

以上

同クワンシンフロノコト

二百文 ソウリウキントノ

百文

シキシユンハウ

百文 ソウシユハウ

百文

ミヤウシユンハウ

百文 ソウハウ

百文

シンホウ

百文 ニシノハウ

百文

ハウシンウハウ

百文 エモン

百文

サエモン

卅文 ケンシユンハウ

百文

ヒヤウエ

卅文 シ□トク

十文

ヲウソソ

五十文

百文

サコノ二郎

卅文 セイ三郎

百文

センシヤウ

百文 マコ四郎

百文

三郎二郎

百文 センホウ

百文

センホウシモヘ

百文 トウ次郎

百文

マコ三郎

百文 □ノタウチヤウ

二百文

ニシノタウチヤ

百文 シヤウミヤウ

十文

ウハナウ

十文 フチ、ヨ

十文

キチナウ

二百文 御ニシユタチ

十文

タス

十文 マタ次郎

十文

フチイシ

三文 マコ三郎

五文

六郎

十文 センヤウハウ

四文

次郎

十文 三郎二郎

十文

ヒカシウラ

十文 シヤウメウハウ

十文

タウセンハウ

五文 ヤイ

四文

ツシコウヤ

五十文 ヤ五郎

廿文

ニウタウ

廿文 イハ

廿文

五郎四郎

二文	メウカク	イラノキ	〆三百文	ムノトシ	シミツヨシタ	イラノキ	廿文	カトヤ	タツタ	十文	ヘニヤ	タツタ
十文	ヨユハ	ハツトリ	五月ニカヘス	イラノキ	ヒケ	イラノキ	十文	次郎大郎大夫内	ホウリウシ	廿文	コマヤ	タツタ
廿文	メウキノハウ	イラノキ		イラノキ		イラノキ	十文	コ太郎	ハツトリ	二文	ヤス(カ)	イラノキ
二文	ウメ	イラノキ		ウハ		イラノキ	三文	カミナミ	タンコ	二文	トウヤウアンモノ	タンコ
四文	イシホウシ	イラノキ		ニシノハウ		イラノキ	五文	シン二郎	タンコ	五文	大郎二郎	タンコ
十文	スケニハ	ホタ		次郎		イラノキ	廿文	クレヤ	タツタ	十文	フシチヨ	アフラウリ
三文	メウシユ	イラノキ		三郎五郎		イラノキ	十文	マコ九郎内	ハツトリ	十文	シユンセン	タンコ
十二文	トウヤウアン	タンコ		フチマコセ		イラノキ	百文	タイフチ	イラノキ	卅文	ヒコ二郎	タンコ
百文	サキカウ	ソウシユタンコ		エモン八郎		タンコ	五文	五郎二郎	タンコ	十一文	エモン太郎	タツタ
十五文	次郎五郎	イナハ		五郎三郎		カミナミ	十文	六郎太郎	タツタ	二文	ヲトマツ	イラノキ
五十文	六郎次郎	タンコ		アカ、ネ		クルマセ	二文	シン二郎	イラノキ	廿文	ヤ二郎	ハツトリ
十文	タンコ	ニヨシヤシン		レウケキ		タンコ	五文	シミツ	マス(カ)	二文	シヤウホウ	イラノキ
十文	衛門二郎内	タンコ		ヒコ二郎内		タンコ	十文	ヒコ二郎	ハツトリ	五文	三郎	イラノキ
廿文	御ニシウ	イラノキ		助二郎内		イラノキ	十文	ヒコ四郎	ハツトリ	十文	サエモン太郎	ハツトリ
百文	カラクリ	ホウリウシ		タウキン		ホウウシ(リ脱カ)	三文	ヨ七	イラノキ	五文	サエモン二郎	イラノキ
十文	五郎	イラノキヒカシ		チヤウミヤウシ		カハイ	卅文	エモン大郎	タンコ	五文	ヨ三郎	イラノキ
五文	四郎女	ハツトリ		サエモン二郎内		イマサキケ	五十文	ヒコ三郎	イラノキ	二文	キク	イラノキ
十文	ヒヤウエ内	イラノキ		ヤ七		メヤス	二文	サ、	イラノキ	五十文	ニシノタウ	タンコ
二文	マコ七	イラノキ		ヤ五郎		カミナミ	廿文	シヤウセン	イマサキケ	廿文	マン五郎	ハツトリ
五十文	ヒコ太郎	タツタウラ		フシチヨ		イラノキ	十文	御ニシウ	メヤス	廿文	ヤウケンハウ	タンコ
十文	エモン四郎	イマサキケ		サエモンノ内		イラノキ	五文	マコ七	イラノキ	百文	十穀	タツタ
二文	ウハナウ	ラウカタ		フチキシハ、		イラノキ	三文	三郎二郎内	イラノキ	二文	エモン大郎	イラノキ
五文	ミノカメ	ハツトリ		チサウタウ		メヤス	二文	シユトク	イラノキ	五文	ウラヤ	タツタ
五文	ヒコ二郎	タンコ		チヤウケンハウ		カミナミ	十文	シン三郎	ハツトリ	百文	クワンシユンハウ	ハツトリ
十文	アカキ	ナンカウ		シモノハウ		カミナミ	五十文	タウユウ	ハツトリ	五十文	ヨ大郎	ハツトリ
十文	ヤ七	カミナミ		同ハウス		カミナミ	五文	チヨ	ハツトリ	十文	キクイシ	ハツトリ
十文	サウメン	カハイ		トウ口		タツタ	十文	ホウクウアン	ホウリウシ	五文	ヤ太郎	ホウリウシ

十文	リンキヨク	タツタ	十文	リンミヤウ	タツタ	十文	三郎二郎	ハツトリ	二文	マツ	ハツトリ
五文	リンエ	イヲノキ	五文	サコノ三郎	イヲノキ	三文	二郎	イヲノキ	三文	ワカ	ハツトリ
百文	ヤ二郎	カハイ	百文	サコノ二郎	ハツトリナカヤ	三文	ウメ	ハツトリ	三文	フチマツ	ハツトリ
十文	ヒコ三郎内	タンコ	十文	マコ六	ハツトリ	十文	スケ七	カミナミ	二文	ヲトツル	ハツトリ
百文	イナハ	チケ	十文	チャウエンハウ	イナハ	二文	チャハウス	カミナミ	十文	ヨ三郎	ハツトリ
百文	メヤス	チケ	十文	セイ三郎	カハイ	十文	マタ六	ハツトリ	十文	ヒコ九郎	ハツトリ
十文	サコノ四郎	カハイ	十文	カハキ	カハイ	二文	チヨ	ハツトリ	三文	シヤウフ	ハツトリ
十文	カハイ		五十文	九郎太郎	カハイ	十文	フク女	ハツトリ	五文	御ヘヤ	イヲノキ
十文	カハイ		五文	エモン太郎	カハイ	五文	コホウシメ	ハツトリ	十文	次郎	神主ハツトリ
三文	リキトウ	イヲノキ	百文	ヤ二郎	カハイ	廿文	シン五郎	ハツトリ	十文	スケ五郎	ハツトリ
四文	ヤ七女坊	イヲノキ	五十文	御ニシウタチ	ホウリウシ	十文	コン二郎	ハツトリ	十文	ヤ三郎	ハツトリ
十文	ヤ太郎	ハツトリ	二十文	ナクラ	チケ	十文	ヨ七	ハツトリ	十文	ヨ五郎	ハツトリ
五文	ホウサウ	ハツトリ	卅文	御ツル	カミナミ	十文	太郎二郎	ハツトリ	六文	ヨシタ	クモンテン
十文	キヨク	ハツトリ	廿文	ヒコ三郎	ハツトリ	百文	シツホウキ	ホウリウシ	百文	エモン四郎	
五十文	ヒコ六	ハツトリ	卅文	ヨ四郎	ハツトリ	(紙継目・裏花押一類)					
卅文	コホウ	ハツトリ	廿文	三郎太郎	ハツトリ	以上 合 九貫四百卅四文在銭					
十文	九郎	ハツトリ	十文	スケ内	イマサイケ	永正十五年 戊寅 八月廿八日					
三文	フチマツ	ハツトリ	五文	マス(カ)	ハツトリ	風呂カマハ 五百井 助次郎キシシマウシソロ					
三文	ヲウヤ	カミナミ	卅文	エンリヤウ	ホウリウシ	五百文 ハンシヤウノキワイ三里ヲトナ方ヨリサタ					
十文	カミノハウ	カミナミ	十文	シユキヨク	カミナミ	カマヤノト一ホンサエモンキシシ五井					
十文	ヤ三郎	ハツトリ	廿文	ヨ三郎	ハツトリ	惣合 風呂ノイリメ					
十文	エモン三郎	ハツトリ	二文	ヲハ	ミヤハウ	代銭貳拾参貫二百五十文カ 此内クワンシンセン					
五文	シンクラウ	カハイ	二文	ヲハ	イヲノキ	九貫四百卅四文アリ					
百文	チケ	カハイ	三百文	ヲキトミ	チケ	残(カ)ハ助二郎シカヘ五百井					
二百文	ヒカシサト	ホウリウシ	百文	イチハ	ホウリウシ	残(カ)拾三貫三百十三文					
二文	ナラ	ハツトリ	十文	シフチ	ハツトリ	ハンシヤウ ソマ 人フ 飯米六石八斗七舛カ					
五十文	ヤ三郎	ヲキトミ	三文	マツカエ	ハツトリ						

寅十二月十日  
三百文龍田殿  
百文池上  
寅十二月十日タツタ  
百文池上  
寅十二月十日タツタ  
百文池上

合五百文アリ

四十八日ノ日カスチウモン

六月廿日	助次郎	五百井	廿一日	リンカクハウ	ハットリ
廿二日	ソウヨリ	タンコ	廿三日	助二郎	五百井
廿四日	フチキシ	イラノキ	廿五日	助二郎	イラノキ
廿六日	助二郎	イラノキ	廿七日	助二郎	イラノキ
廿八日	サエモン	イラノキ	廿九日	ニシノタウチヤウ	ハットリ
ツモコリ	助二郎	イラノキ	七月朔日	エモン	イラノキ
二日	助二郎	イラノキ	三日	助二郎	イラノキ
四日	尼明房	イラノキ	五日	ヒヤウエ	イラノキ
六日	ソウリウキ	ハットリ	七日	シキシユンハウ	ハットリ
八日	助二郎	イラノキ	九日	シヤウミヤウ	ハットリ
十日	サコノ二郎	イラノキ	十一日	トヨウアン	タンコ
十二日	マコ四郎	ハットリ	十三日	トウ二郎	ハットリ
十四日	フチ、ヨ	イラノキ	十五日	助二郎	イラノキ
十六日	シン四郎	ハットリ	十七日	カタヲカ	ヤウク
十八日	ミヤウシユン	ハットリキタ、	十九日	シンホウ	ハットリ
廿日	ニシノタウチヤウ	ハットリ	廿一日	助二郎	イラノキ
廿二日	キヤウツカノシハ	イラノキ	廿三日	キヤウツカノシハ	イラノキ
廿四日	キヤウツカノシハ	タンコ	廿五日	ニシノハウ	ハットリ
廿六日	エモン	タンコ	廿七日	マコ九郎	ハットリ
廿八日	ヒコ三郎	タンコ	廿九日	ニシノタウ	タンコ
八月朔日	タウユウ	ハットリ	二日	六郎二郎	タンコ
三日	シヤウミヤウ	ハットリ	四日	サコノ二郎	ハットリナカヤ
五日	タイフチ	イラノキ	六日	マコ三郎	イマサキケ
七日	エモン二郎	タンコ	八日	クワンシユン	イラノキ

以上

一一 年未詳(中世) 三里座断簡

一斗エヒスエマイル、ミサトヨリマイルヲトナノナカエハ、サンタイ  
シンコクウ一セン、サケ五舛、タマハツテ、ナウラムナリ、ミサトノ  
ヲミヤエ、フタヲシキツ、サケ一舛ツ、マイル、

カウノイリメノコト

モチキノコメ二斗五舛ニテ、二合モチキ八十マイル、タウシノフ  
せ六百文、コノウチ四百文ハ、ミサトタウチヤウノウハフキノヨウニ、  
ソウミヤウヨリキシシ、四百文カタノフセ、  
文、フシユカミ一ソクノタイ五十文、  
イマハトツキヤウシヤハナシ、一貫文シラヒヤウシカケセニアハセテ  
二貫五十文ナリ

一九月十三日タツタエイリメノコト

ハクマイ一斗四舛ツ、せ二百文ツ、ミサトヨリタシアワセテ、四  
斗  
タイノモチキ百二十マイ、シヨウノモチキ八十マイ、  
マイルキヤウハニハイ一舛モリ、モチキノコメノウチニテモルヘシ、  
コヘイカミ、キリ、コカタナ三百文ニテサタアリ、ノコリアレハ、エ  
ヒスノハイテンニテ、ヲトナタチ、サケニマイルナリ

一三月 日サヘイノコクウノコト

七セシノウチ、イラノキ四セシ、サケハナシ、ノコリハ、タンコヨリ  
マイル

一二 永禄二二年(一五六九) 正月 服新福寺一結衆座帳

(表紙)  
「永禄十二年己正月吉日

服新福寺一結衆座帳

一ヲトナ衆式拾五人ニキワマリ申候、シカレハ、ソノウチ甚介敷長七郎殿御カエリソロハ、アトニキトナミ申候モノ、ウエノカケマウスマテ不出、マチマウスヘクソ口事

正保式年酉ノ九月十二日

一ヨミヤサノ入用壺斗三舛五合、但餅米・酒五舛也、酒ノ代米八舛納舛

教善房

モリキ、ノ  
ハ道泉房

タツノ年 九月十四日 キトナム  
マツリ サニ入 春松

天正三年キトシ  
ケチン キンシ ヲトナニナル 四郎三郎

同ヒノトノウシ二月一日  
フクノモチ イトナム キンシ モロモチキ 四郎三郎

天正七年ウノトシ九月十三日キンシ ワキサ アラトウ 四郎三郎  
アツクル

慶長三戌正月十九日 ケツチン キンシ ヲトナニナル 藤徳

助四郎

ナカヤノ  
左平殿

キノエウ 九月十四日 ヲトナニナル  
マツリ キンシ

ツチノヘタツ 元龜三年サルノハ九月十三日春藤  
フクツツノ モチ キンシ 脇座アラトウ マツリ イトナミ

天正六年戌ケチン キンシ ヲトナニナル 春藤

天正十年壬九月十三日  
マツリ キンシ アラトウ 脇座キトナム

惣エアツクル 春藤

ハ新三郎

慶長九年甲辰正月十九日  
ケチン キンシ ヲトナニナル 中ヤ  
当長

寛永三年ヲ九月十三日  
マツリ キンシ アラトウ キトナム 九八

寛永四年  
ハ四斗五舛マツリキンシソロ代ニ、ヲトナニナル 少二郎

さん用ニ入、午三月八日ニさん用仕申候

承應三年午ノ九月十三日  
マツリ キンシ アラトウ キトナミ ソウヘアツクル 竹蔵

明暦元年九月十三日  
マツリ キンシ ヲトナニナル 竹蔵

延宝七年未ノ九月十三日  
マツリ キンシ アラトウ キトナミ ソウヘアツクル 長松

貞享式丑九月十四日  
マツリ キンシ 斗米納五斗出候 ヲトナニナル 伊兵衛

元禄十五年  
マツリ キンシ ソウヘアツクル 六之助

ハ孫三郎

宝永貳年  
マツリ キンシ ソウヘアツクル 市忒

宝永三戌年  
マツリ キンシ ソウヘアツクル 与平次

宝永四亥年  
マツリ キンシ ヲトナニナル 市忒

享保十年  
マツリ キンシ ヲトエアツクル 長右衛門

享保十七年  
マツリ キンシ 米五斗出ス ヲトナニナル 五郎八

安永三年九月十三日  
マツリ キンシ サウエアツクル 勘治郎

安永七年  
マツリ キンシ ヲトニナル (ナ脱) 勘次郎

孫五郎

タツノ年 脇座 天正二年<sup>甲</sup>九月十三日 脇座アラトウ  
ケチン キンシ 二郎ヲトナニナル マツリキトナム  
助五郎アツクル  
慶長四年イヌ正月廿日ケツチン イトナム ヲトナニナル ヲサフ  
慶長拾二年未正月廿日ケツチン キンシ アラトウ キトナム 小六  
慶長十二年未九月十三日マツリ キンシ ヲトナニナル (ナ脱) 小六  
慶長拾三年九月十三日マツリ キンシ ソウヘ アツクル 甚太郎  
寛永拾五年九月十三日 マツリ キンシ ヲトナニナル 但納米四斗五舁出し申候 庄吉  
寛文元丑ノ九月十三日 マツリ キンシ ソウエ アツクル 甚介  
寛文四年辰九月十三日 マツリ キンシ 代納舁米五斗出シ ヲトナニナル 甚介  
寛文九年酉ノ九月十三日 マツリ キンシ ソウエ アツクル 吉十郎  
子ノ九月十三日寛文十二年 マツリ キンシ 代米納五斗出シ ヲトナニナル 吉十郎  
貞享元年子九月十三日 マツリ キンシ ソウエ アツクル 長吉  
貞享四年卯ノ九月十三日 マツリ キンシ ソウエ アツクル 新太郎  
貞享五年辰九月十三日 マツリ キンシ ヲトナニナル 清兵へ  
元禄三年午九月十三日 マツリ キンシ ヲトナニナル 新太郎  
元禄九年子ノ九月十三日 マツリ キンシ ソラエ アツクル 甚兵へ  
元禄十三年辰ノ九月十三日 マツリ キンシ ソラエ アツクル 次郎作  
元禄十四年巳ノ九月十三日 マツリ キンシ ヲトナニナル 長太郎

大ヤノ  
弥七

ワキ座 アツクル ソウヘ

天正七年ウツチノ<sup>ト</sup>正月廿日ケチン キンシ ヲトナニナル ツケ  
マツリ キンシ アラトウ 脇座キトナミ  
惣エアツクル

天正十一年癸九月十三日 ヲウヤ 竹次

へ藤二郎

ウノ年 モロ

仏供ノモチ キンシ

天正二年イヌ<sup>キ</sup>ノエ

ケチン キンシ ヲトナニナル □四郎甚二郎

天正六年戌九月十三日アラトウキトナム 甚次郎

天正十年辛正月廿日

ケチン キンシ ヲトナニナル 藤五郎

文禄五季<sup>丙</sup>九月十三日脇座キトナム アツクル トウ五郎

慶長六季<sup>甲</sup>ウシ正月廿日キンシ ヲトナニナル フチマサ

慶長拾年九月十三日 マツリ キンシ ソウヘ アツクル フシマサ

慶長十一年午九月十四日 マツリ キンシ ヲトナニナル シンボウ

藤四郎

藤四郎

酉年正月廿日 ケチン キンシ 御松ヲトナニナル

(マ) 天正四年ヒノエ子二月一日

フクノモチ イトナム キンシモロモチナリ ソウ二郎

天正五年ヒノ<sup>ト</sup>九月十四日 アラトウ

マツリ キンシ アツクル ソウ二郎 ワキサ

慶長七年壬<sup>ト</sup>ラ正月廿日

ケツチン キンシ ヲトナニナル ツルチヨ

慶長拾年己正月廿日  
ケチン キンシ 惣へアツクル ツルチヨ

慶長十三年申九月十四日  
マツリ キンシ ヲトナニナル 藤千代

子慶長十七年正月廿日  
ケチン キンシ ソウヘアツクル 藤千代

宗二郎

△宗二郎  
ミミミ

元和八曆戌九月十四日  
マツリ キンシ ヲトナニナル 利右衛門

卯ノ九月十三日  
マツリ トウ米ニテキワメ申候 堂へ出申候 未進

△四斗五舂午三月八日サン用二入 理右衛門 コレハ卯吉ヤル

卯ノ寛永四年九月十三日  
マツリ キンシ ヲトナニナル 卯吉

卯寛文三年九月十三日  
マツリ キンシ ソウエアツクル 善吉

寛文五年巳ノ九月十三日  
マツリ キンシ ヲトナニナル 善吉

辰正徳式年九月十三日  
マツリ キンシ ソウエアツクル 善兵衛

正徳式年辰九月十三日  
マツリ キンシ ヲトナニナル 但シ米五斗出ス 権兵衛

弥五郎

酉年九月十三日  
マツリ アラトウ 弁トナミ

天正五年<sup>ヒノ</sup>ウシノ正月廿日  
ケチン キンシ ヲトナニナル マコ四郎

天正九年<sup>辛巳</sup>九月十四日  
マツリ アラトウ 脇座 マコ四郎弁トナム アツクル

文禄三季<sup>甲</sup>九月十四日  
マツリ キンシ ヲトナニナル ヲサフ 弁トナム

慶長三<sup>戌</sup>九月十六日  
マツリ キンシ ソウエ アツクル マコ四郎

慶長十四年酉正月廿日  
ケチン キンシ マタ ソウエ アツクル ヨスケ

巳寛永六年九月十三日  
マツリ キンシ ヲトナニナル 五郎作

又二郎

天正三年<sup>キノ</sup>トシノ九月十三日アラトウ

マツリ イトナミ

天正八年<sup>庚辰</sup>正月廿日ケチン キンシ 弁トナム ヲトナニナル

ヲサフ

(天正十二年<sup>甲申</sup>正月廿日  
ケチン アラトウ 弁トナム ソウエ アツクル ヲサフ

文禄五季<sup>丙申</sup>正月廿日 ケツチン キンシ ヲトナニナル 御モリ

慶長四年己亥九月十三日 マツリ イトナム ソウエ アツクル 御モリ

元和元年己正月廿日  
ケチン キンシ ヲトナニナル ヲノキ

弥九郎

ウノ年  
ケチン ワキ座 アツクル 天正二年<sup>甲戌</sup>二月朔日フクノモチ  
キトナム キンシ モロモチ 弥九郎

ワキサ ヒノエ子ノトシ  
マツリ キンシ ヲトナニナル ヨ九郎

天正九年<sup>辛巳</sup>正月廿日  
ケチン 脇座 弁トナム ヨ九郎

天正十二年<sup>甲申</sup>九月十三日  
マツリ キンシ ヲトナニナル 太郎ハウ

文禄四年<sup>乙未</sup>九月十三日  
マツリ キンシ アラトウ ヲクマ

慶長貳季<sup>丁酉</sup>九月十三日  
マツリ キンシ ヲトナニナル ヲクマ 慶長五年子九月十三日  
マツリ キンシ ヲトナニナル コクマ

ケチン キンシ 慶長五年子ノ正月十九日 アラトウ コクマ

清三郎

ウノ年 ワキ座  
マツリ アラトウ ソウヘ アツクル  
子ノ年 ケチン キンシ ヲトナニナル 助三郎  
(天正八年<sup>庚辰</sup>九月十四日  
マツリ アラトウ ワキサ キトナム 助三郎  
ワキサ ソウエ アツクル  
慶長八年ミツノトノウ正月十九日 テカイト  
ケツチン キンシ アラトウ キトナム 新三郎  
テカイト  
慶長九年<sup>辰甲</sup>九月十三日 テカイト  
マツリ キンシ ヲトナニナル 新三郎  
慶長拾五年九月十三日 ソウエアツクル 新三郎  
マツリ キンシ  
慶長十九年<sup>丁未</sup>正月廿日 竹松  
ケチン キンシ ヲトナニナル  
北コウヤ  
酉年二月朔日モロモチ  
仏供餅<sup>キ</sup>ンシ 甚二郎  
寛永十九年九月十三日 金蔵  
マツリ キンシ アラトウ  
同年同日  
マツリ キンシ ヲトナニナル 但米四斗五舁納ニ  
出し申候 金蔵  
寛永式拾壹年九月十三日 金蔵  
マツリ キンシ ソウエアツクル  
明暦貳年申ノ九月十三日 善助  
マツリ キンシ ヲトナニナル  
寛文六年午ノ九月十三日 ソウエアツクル 猪之介  
マツリ イトナミ  
寛文八年申ノ九月十三日 猪之介  
マツリ キンチ ヲトナニナル  
天和貳年戌ノ九月十三日 宗兵衛  
マツリ イトナミ ソウエアツクル  
元禄四年未ノ九月十三日 虎之介  
マツリ キンシ ヲトナニナル

正徳元年卯九月十三日  
マツリ キンシ ソウエアツクル 長吉  
正徳元年卯九月十三日  
マツリ キンシ ヲトナニナル 但米五斗イタス 同人  
ヨ九郎  
慶長二季<sup>ヒノトリ</sup>正月廿日 九郎次郎  
ケチン ワキサ アツクル  
慶長六季カノトノウシ九月十三日 モリカツ  
マツリ キンシ ヲトナニナル  
慶長八年癸卯九月十三日 モリカツ  
マツリ キンシ ソウエアツクル  
慶長拾年正月十九日 ヲトナニナル ヲマツ  
ケチン キンシ  
慶長拾四年酉九月十三日 与八郎  
マツリ キンシ ソウエアツクル  
寛永二年丑九月十三日 藤虎  
マツリ キンシ ヲトナニナル  
寛永拾三年子九月十三日 久二郎  
マツリ キンシ ソウエアツクル  
正保貳年酉ノ九月十三日 竹蔵  
マツリ キンシ ヲトナニナル  
弥九郎小熊 寛文貳年寅九月十三日  
一マツリキンチ代納五斗出シヲトナニナル  
八左衛門



寛永九年申九月十三日  
マツリ キンシ ヲトナニナル お七

寛永十六年九月十三日  
マツリ キン(シ脱)ソウエアツクル 太郎兵衛

慶安貳年丑九月十三日  
マツリ キンシ ヲトナニナル 傳子

万治貳年亥九月十三日  
マツリ アラトウ イトナミ 八左衛門

藤五郎

慶長十三年申正月廿日  
ケチン キンシ ソウエアツクル シンホ

慶長拾六年正月廿日  
ケチン キンシ ヲトナニナル 善助

慶長拾八年九月十三日  
マツリ キンシ ソウエアツクル 兵介

寛永拾九年午ノ九月十三日  
マツリ アラトウ キトナミ お六

正保三年戌九月十三日  
マツリ キンシ ヲトナニナル お六

延寶八甲ノ九月十三日  
マツリ キンチ アラトウ キトナム 新蔵

同日  
マツリ キンチ ヲトナニナル 代納五斗イタス 新蔵

弥十郎

慶長十七年子ノ九月十三日  
マツリ アラトウ キトナミ 太郎衛門尉

慶長拾九年子ノ九月十三日  
マツリ キンシ ヲトナニナル 太郎衛門尉

寛文貳年九月十三日  
マツリ アラトウ キトナミ 藤勝

寛文貳年九月十三日  
マツリ キンチ 代納五斗出し ヲトナニナル 藤勝

延寶六年午九月十三日  
マツリ キンチ アラトウ キトナミ ソウエアツクル 市松

貞享元年子十二月八日  
マツリ キンチ 代米納五斗イタス 長男ニナル 市松

正徳三巳九月十三日  
マツリ キンチ サウヘアツクル 茂左衛門

享保三戌九月十三日  
マツリ キンチ ヲトナニナル 弥九郎

元文五申九月十三日  
マツリ キンシ サウヘアツクル 弥九郎

源七郎

元和七酉九月十三日 但孫四郎アツケトウ源七郎トル  
マツリ キンシ ヲトナニナル 源七郎

元和九年亥九月十三日  
マツリ キンシ ソウエアツクルヘ源七郎 此いとなミ孫四郎殿ヘヤル

寛永拾年酉ノ  
四斗五舛納 マツリ キンシ ソウエアツクル 伊右衛門尉  
代ニ

寛永拾壹曆戌九月十三日(子脱)  
マツリ キンシ ヲトナニナル 彦十郎

寛永貳拾年未ノ九月十三日  
マツリ キンシ ソウエアツクル 伊左衛門

慶安元年子ノ九月十三日  
マツリ キンシ ソウエアツクル 伊右衛門 但是ヲ養子少九郎エ  
ユツリカワル

承応貳年巳ノ九月十三日  
マツリ キンシ ヲトナニナル 庄九郎

明曆三年酉ノ九月十三日  
マツリ キンシ ヲトナニナル 伊左衛門

万治三年子ノ九月十三日  
マツリ キンチ ソウヘアツクル 又助

寛文貳年九月十三日  
マツリ キンチ 代納五斗出し ヲトナニナル 又助

寛文十三年丑九月十三日  
マツリ キンチ ソウヘアツクル 左介 但是ヲ小市ヘユツル

延寶五年巳ノ九月十三日  
マツリ キンチ ヲトナニナル 小市

元禄貳年巳ノ九月十三日  
マツリ キンシ ソウヘアツクル 小兵衛

元禄十一年寅九月十三日  
マツリ キンチ ヲトナニナル 小十郎

享保七年寅九月十三日  
マツリ キンチ ソウヘアツクル アラトウ 小兵衛

享保十四年酉九月十四日  
マツリ キンチ ヲトナニナル 小十郎

元文元年辰九月十三日  
マツリ キンシ ソウエアツクル 一老 教俊

宝曆七年丑九月十三日  
マツリ キンシ ヲトナニナル 小兵衛

モリキ  
宗十郎

寛永五年辰九月十三日  
マツリ アラトウ キトナミ 森井ノ 春辰

寛水八歳未九月十三日  
マツリ キンシ ヲトナニナル 春辰

寛永十二年亥九月十三日  
マツリ キンシ ソウヘアツクル 与蔵

寛永拾四年丑ノ九月十三日  
マツリ キンシ ヲトナニナル 与蔵

正保四年亥九月十三日  
マツリ キンシ アラトウ キトナミ 源蔵

慶安三年子ノ九月十三日  
マツリ キンシ ヲトナニナル 源蔵

寛文拾年戌ノ九月十三日  
マツリ キンシ ソウエアツクル 六兵衛

寛文十二年子ノ九月十三日  
マツリ キンシ ヲトナニナル 六兵衛

元禄二年巳ノ九月十三日  
マツリ キンシ 代米五斗出ス 弥兵衛

元禄十年丑九月十三日  
マツリ キンシ ヲトナニナル 弥兵衛

享保十二年未九月十三日  
マツリ キンシ ソウヘアツクル 与平治子平六

享保十七年子九月十三日  
マツリ キンシ ヲトナニナル 平六

元文武年巳九月十三日  
マツリ キンシ ソウヘアツクル 与平次後弥兵衛と成

寛延貳年巳九月十三日  
マツリ キンシ ヲトナニナル 平八

宝曆拾一年巳九月十三日  
マツリ キンシ ソウヘアツクル 与平治子茂泰

明和元年申九月十三日  
マツリ キンシ ヲトナニナル 幾松

明和九年辰九月十三日  
マツリ キンシ ソウヘアツクル 与平治

安永六年酉ノ九月十三日  
マツリ キンシ ヲトナニナル 乙松

右ヲクエ各分出シ申候

藤右衛門尉

寛永拾年酉ノ九月十三日  
マツリ キンシ ソウエアツクル 新蔵

同年九月十三日  
四斗五舛マツリ キンシ 名代ニヲトナニナル 新蔵

慶安五年辰ノ九月十三日  
マツリ キンシ ソウエアツクル 十平

萬治元年戌ノ九月十三日  
マツリ キンシ ヲトナニナル 小兵衛

寛文四年九月十三日  
マツリ キンシ ソウヘアツクル 左太郎

寛文七年未ノ九月十三日  
マツリ キンシ ヲトナニナル 左太郎

延寶四年辰ノ九月十三日  
マツリ キンシ ソウヘアツクル 十助

同日  
マツリ キンシ 代納五斗出シ ヲトナニナル 十助

元禄八年亥九月十三日  
一マツリ アラトウ イトナミ 藤五郎

同日  
一マツリ キン<sup>(〆)</sup> 代米五斗出シ ヲトナニナル 藤五郎

享保十六年亥九月十三日  
一マツリ キンシ ソウエアツクル 左次兵衛

享保廿年卯九月十三日  
一マツリ キンシ ヲトナニナル 孫太郎

寛保三年亥九月十三日  
一マツリ キンシ ソウエアツクル 佐次兵衛

宝曆十二年午九月十三日  
一マツリ キンシ ヲトナニナル 佐太郎

安永貳年  
一マツリ キンシ ソウエアツクル 新右衛門

(付箋) ※前行及び前々行ニ貼付。  
「安永七年戌九月十四日  
マツリ キンシ 清六殿合ゆすり被下候ニ付、ヲトナニナル」

ニシノ口  
治部  
寛永拾七年辰ノ九月十三日  
マツリ キンシ ソウエアツクル 竹松

寛永拾八年巳ノ九月十三日  
マツリ キンシ ヲトナニナル 長三郎

伊兵衛  
慶安、六年九月十三日  
マツリ キンシ ソウヘアツクル 藤松

明暦三年酉ノ正月廿日  
ケチン キンシ ヲトナニナル 藤忒

寛文十一年亥ノ九月十三日  
マツリ キンシ ソウエアツクル 但太郎右衛門ヘユツル 八郎兵衛

延寶三年卯ノ九月十三日  
マツリ キンシ ヲトナニナル 太郎右衛門

天和三年亥ノ九月十三日  
マツリ キンシ ソウエアツクル 八郎兵衛

同日  
マツリ キンシ 造用料納五斗出シ ヲトナニナル 八郎兵衛

元禄十二年卯ノ九月十三日  
マツリ キンシ ソウエアツクル 平兵衛

元禄十六年未ノ九月十三日  
マツリ キンシ ソウエアツクル 平兵衛

宝永六年丑ノ九月十三日  
マツリ キンシ ヲトナニナル 新次郎

享保五年子九月十三日  
マツリ キンシ ソウエアツクル 勘七

享保五年子十一月八日  
マツリ キンシ 米五斗出ス ヲトナニナル 伊兵衛

享保六年丑九月十三日  
マツリ キンシ ソウヘアツクル 平兵衛

九郎兵衛  
寛文六年午三月十日  
一マツリ キンチ ソウヘアツクル 代納五斗出ス 九郎兵へ

同埋リ  
一マツリ キンチ ヲトナニナル 代納七斗出ス 九郎兵へ

但シ九郎兵へ家主タルニヨリ俄ニ米ニツ出シ申候、一ツ分ハ二斗マシ  
(ママ) 被出者也

貞享三年寅九月十三日  
一マツリ キンチ ソウエアツクル 善太郎

元禄四年未九月十三日  
一マツリ キン(シ)脱 代納五斗出シ ヲトナニナル 善太郎

元禄五年申ノ九月十三日  
一マツリ キンチ ソウエアツクル 又太郎

同埋リ  
一マツリ キン(シ)脱 代納五斗出シ ヲトナニナル 又太郎

享保元年申九月十三日  
一マツリ キンチ ソウエアツクル 太郎兵衛

享保十三年申九月十三日  
一マツリ キンシ ヲトナニナル 清右衛門子甚助

カウタ モシ反セン三百文ヨリウエカ、ラハ、地子ノ内ヲ可引  
一反 七斗五舛 定徳

ウシタ モシ二百五十文ヨリウエカ、ラハ、地子ノ内ヲ可引  
一反 七斗 定徳

カウタ ケチテン 同

ウシタ ケチテン 同

一反 ケチテン 同

おとな衆廿四人ニ究り申候へとも、他所へ参候て廿四人ニたり不申候

ハ、すゑの衆いとなみ入申候、若他所の罷歸りやくき調候ハ、すゑ  
にいとなみ入申候人やすみ可申候、おとな惣中談合申如此候、以上

寛永廿七年  
申九月十四日

久善 (略押)

左近 (花押)

惣中

服部村長養子之事

一長分実子無之、其家たゑ申候ハ、何方も氏能人之子を取、養子ニ  
可仕候、但其跡目老人ニ可限事

一養子仕候刻、長衆中へ披露可仕度、

右之通、惣談として為末代相定者也、以上

寛文四年

辰ノ十一月六日

一老

甚兵衛 (花押)

二老

彦右衛門 (花押)

惣中

甚右衛門

宝永元年申ノ九月十三日 (ナ脱)

マツリ キンチ ヲトナナル

ソウヘアツクル 弥七郎

正徳五年未ノ九月十三日

マツリ キンチ ソウヘアツクル

甚助

享保五年子十一月八日

マツリ キンシ 米五斗出ス ヲトナニナル

佐太郎

享保十一年午九月十一日

マツリ キンシ ナヲ ウヘアツクル

弥七郎

元文四年未九月十四日

一マツリ キンシ ソウヘアツクル

弥七郎

明和五年子九月ヲトナニナル

弥七郎

明和七寅九月十三日

一マツリ キンシ ソウヘアツクル

弥七郎

茂左衛門自男  
加兵衛次

延寶二年

寅ノ九月十三日

マツリ イトナミ ソウヘアツクル

加兵へ

同日

マツリ キンチ 代納五斗出シ ヲトナニナル

加兵衛

元禄七年戌九月十三日

マツリ イトナミ ソウヘアツクル

加兵衛

正徳四年午九月十三日

マツリ イトナミ ヲトナニナル

彦五郎

延享四年卯九月十三日

一マツリ キンシ ソウエアツクル

彦五郎

寛延四年未ノ九月十三日

マツリ イトナミ ヲトナニナル

亀太郎

宝暦九年卯九月十三日

マツリ キンシ ソウエアツクル

彦五郎

右預ケおく者出申候

甚兵衛

宝永七年寅九月十三日 (ソ)

マツリ キンチ ヲウヘアツクル

甚兵衛

宝永七年寅九月十三日

マツリ キンチ 米五斗出シ ヲトナニナル

三四郎

享保三年酉ノ九月十三日 (ソ)

マツリ キンチ ヲウヘアツクル

甚兵衛

享保四年亥九月十三日

マツリ キンチ ヲトナニナル

庄吉

享保九年辰九月十三日 (ソ)

マツリ キンチ ヲウヘアツクル

長太郎

享保九年辰九月十三日

マツリ キンチ 米五斗出ス ヲトナニナル

長太郎

寛保二年戌年

マツリ キンシ ソウエアツクル

甚兵衛

寛延元年辰ノ九月十三日

マツリ キンシ ヲトナニナル

吉十郎

宝曆四年戌ノ九月十四日  
マツリ キンシ ソウエアツクル 甚兵衛  
宝曆八年寅九月十四日  
マツリ キンシ ヲトナニナル 甚七

一 三里坪三里田之夏、其年之會坊二つくり来候処ニ、刁ノ年服部會坊ニ而當や加兵へ作被致候へ共、其刁ノ年ハ立田神拝わたり無之候而、明卯ノ年之神拝御供之いとナミ服部まつりとハ、猪兵へ立田ノ神拝いとナミ被申候へ共、三里田ハ其年丹後作被致、夫々順ニ廻り申二付、いつとても會坊々老年先達而廻り申候、左候ハ、服部村之義ハ會坊ニかまわず廻り口次第二其年ノまつりハ候て、三里坪三里田作可仕究也  
延寶五年 彦右衛門印

巳ノ三月廿六日  
宗右衛門(略押)  
善兵へ(花押)  
弥兵へ(花押)

延寶九年酉ノ九月十三日  
一 マツリ キンシ ソウヘアツクル 七介  
此七助イトナミ市兵衛ヘユスル  
但此預ケ頭喜兵衛ヘゆする

一 マツリ キンシ ヲトナニナル市兵衛 市兵衛

貞享二年丑ノ九月十三日  
元禄六年酉ノ九月十三日  
一 マツリ キンシ ソウヘアツクル 七助

同日  
一 マツリ キンシ 代米五斗出ス ヲトナニナル 七助  
宝永五年子九月十三日  
一 マツリ キンシ ソウヘアツクル 忠兵衛

享保八年卯九月十三日  
一 マツリ キンシ ヲトナニナル 忠兵衛  
延享元年子ノ九月十三日  
一 マツリ キンシ ソウエアツクル 五郎兵衛

寛延三年午ノ九月十三日  
一 マツリ キンシ ヲトナニナル 喜兵衛  
平兵衛

享保八年卯ノ九月十三日  
マツリ キンシ 米五斗出ス ヲトナニナル 平七  
享保十八年酉九月十三日  
マツリ キンシ ソウエアツクル 平兵衛  
延享三寅年九月十三日  
マツリ キンシ ヲトナニナル 平七  
但シ平兵衛かぶゆる 小兵衛  
宝曆十三年九月十三日  
一 マツリ キンシ ソウエアツクル 小兵衛

一 享保十巳年大不作二付、立田御氏神様神拝無之、服部村會坊ニ而候へ共、三里ヶノ御供上り不申候、御氏神ノ御供長右衛門營被申候、午ノ年會坊三里田共、丹後へ相渡シ申候、為後日之中間書印置申候、以上  
享保十年 教 雲(花押)  
嘉兵衛(略押)  
彦右衛門(花押)  
長右衛門(花押)

一 享保十一年大日照二付、立田御渡り無之候二付、御供上り不申候ニ而、會坊丹後ヶ神田共、五百井村へ相渡り申候、然共、氏神様御供ハ弥七郎頭屋ニ而相勤被申候、為後日印書置申候、以上  
享保十一年 教 雲(花押)  
嘉兵衛(略押)  
彦右衛門(花押)  
長右衛門(花押)  
平兵衛(花押)

一 享保十一年大日照二付、立田御渡り無之候二付、御供上り不申候ニ而、會坊丹後ヶ神田共、五百井村へ相渡り申候、然共、氏神様御供ハ弥七郎頭屋ニ而相勤被申候、為後日印書置申候、以上  
享保十一年 教 雲(花押)  
嘉兵衛(略押)  
彦右衛門(花押)  
長右衛門(花押)  
平兵衛(花押)

清右衛門(花押)

甚兵衛かぶ  
清兵衛

一マツリ キンジ ソウエアツクル 享保十五戌九月十三日 清兵衛  
一マツリ キンジ ヲトナニナル 元文三年九月十三日 清七

宝暦三年酉ノ九月十三日 清兵衛  
一マツリ キンシ ソウエアツクル

宝暦五年亥ノ九月十四日 清八  
一マツリ キンシ ヲトナニナル

安永四年未九月十三日 清兵衛  
一マツリ キンシ キウエアツクル

天明元年丑ノ九月十四日 清太郎  
一マツリ キンシ ヲトナニナル

南  
清右衛門

享保十九年寅九月十三日 清右衛門  
一マツリ キンジ ソウエアツクル

宝暦拾年辰九月十三日 与次兵衛  
一マツリ キンシ ヲトニナル(ナ脱)

明和四年亥九月十三日 与次兵衛  
一マツリ キンシ ソウエアツクル

安永五年申九月十三日 弥三郎  
一マツリ キンジ ヲトナニナル

一元文三年立田宮役人ひ之指構ニ付、御こし御渡り無之候ニ付、御供上り不申候、然共會法(坊)ハ丹後〆五百井村神田共相渡り申候、然ニ所ノ氏神ヘハ御供上り申候、頭屋清兵衛相勤被申候、為後日之帳面ニ印置申候、以上

教 俊(花押)

清右衛門(花押)

与平治(花押)

弥七郎(花押)

清兵衛(花押)

彦右衛門(花押)

五郎兵衛

寛保元酉九月十三日 五郎兵衛  
一マツリ キンジ ソウエアツクル

延享二丑ノ九月十三日 延(享) 新治郎  
一マツリ キンシ ヲトナニナル

宝暦貳年申ノ九月十四日 弥九郎  
一マツリ キンシ ヲトナニナル

明和貳年酉九月十四日 坂治郎  
一マツリ キンシ ソウエアツクル

右之預ケ當小兵衛方へ俵り申候 武八 ヲトナニナル 明和七年卯九月十四日

安永九年子ノ九月十四日 弥八郎  
一マツリ キンシ ソウエアツクル

宝暦六子ノ九月十四日 伊兵衛  
一マツリ キンジ ヲウエアツクル(ソ)

明和三成九月十四日 伊兵衛  
一マツリ キンジ ヲトニナル(ナ脱)

小兵衛

明和五年子九月十四日 武八  
一マツリ キンシ ソウエアツクル

明和貳年酉ノ九月十四日 弥九郎ノ預 武八へ俵ル  
明和八年卯九月十四日ヲトナニナル

明和八年卯九月十四日 小兵衛  
一マツリ キンシ ソウエアツクル

彦五郎

宝暦九年九月十三日 彦五郎  
一マツリ キンジ ソウエアツクル

明和六年九月十三日 清六  
一マツリ キンシ ソウエアツクル

(付箋) ※前行ニ貼付。

〔安永七年戌九月十四日

マツリ キンジ ツウエ預ケ候所 此度佐次郎殿ユツリ申候〕

森井ノ  
弥兵衛

森井  
平八

安永八年亥九月十四日  
一マツリ キンシ ソウエアツクル 吉松

一三 文禄三年（二五九四）九月 振舞次第条々（折紙）

文禄三季<sup>甲</sup>マ九月十三日

タウケ シンハキノコト

ヲコクウ一斗八舛ヘラズ、アサメシ十二日モチツキ、ヲトナシウ、フルマイコレアリ

一十四日ノアサ御コクウ、ワケノニモチアリ

一マタ正月ケツチンノコト

十九日キヲキリヒルノフルマイアリ

一ヤキノヒトツ

一ナマスアリ

一ユウヘノフクロモチ、五合モチアリ

一コノウエニ、ゾウスキ、フルマイサケアリ

一ケツチンノホウヨリ、三斗キツヘシ、ヲトナノナカエ、コレモヘラズ

ソコ

一四（元和四年（一六一八）カ）七月二十九日 上田六右衛門

等連署書状（折紙）

猶々官途仕候者、庄や年寄中ニ相尋、近年之ことく可仕候、初たる儀仕候者、曲事ニ可被仰付候間、其段かたく可申渡候、以上

急度令申候、其村諸百姓衆官途之事、往古より有来候ことくニ可仕候、若無承引新儀成官途之仕様候者 雲州様へ申上、曲事ニ可申付候、謹言

（龍田藩主片桐孝利）

七月廿九日

蛭川次右衛門

□（花押）

舟橋寛兵へ

□（花押）

上田六右衛門

長次（花押）

服部村

庄や弥九郎殿

其外百姓中

※年紀の推定は、一六号文書との内容の類似による。

一五（元和四年（一六一八）カ）七月二十九日 上田六右衛門

等連署書状写（折紙）

※一四号文書の写・本文省略。

一六 元和四年（一六一八）八月二十八日 片桐且元内八木六

左衛門尉書下（折紙）

（包紙）

「片桐市正様御内

御奉行折紙」

已上

和州平群郡服部村官途成之事、自往古如有来ニ可仕候、若所之背法度非例之族申者於在之者、公儀得 御意、曲事ニ可申付状、仍如件

元和四年

八月廿八日

八木六左衛門尉

（花押）

服部村庄屋

弥九郎殿

同 年寄  
同 百姓中

※元和四年には片桐且元は既に死去している(片桐の没年は一六一五(慶長二〇)年)。その点で包紙の「片桐市正様御内御奉行」という文言には疑念が残る。ここでは、文書の差出人である八木六左衛門尉を片桐藩(竜田藩)の奉行人の意と解しておきたい。

一七 元和四年(一六一八)八月二十八日 片桐且元内八木六左衛門尉書下写(折紙)

※一六号文書の写・本文省略。

一八 寛永二年(一六二五)二月二十五日 長男衆との出入二付一札

一服部村において、あんせつ衆しうりう成仕候ニ付、長男衆々出入御座候間、笠目小右衛門殿色々御あつかい被成、老人二付八木五斗つ、長男衆へ出し申候、以上かう衆分〇きわめ申候、以来御談合次第二可仕候、仍後日状如件

寛永三年  
刁ノ二月廿五日

弥左衛門㊦  
善右衛門㊦  
又右衛門㊦  
甚左衛門(花押)  
長右衛門(花押)

長男衆  
まいる

一九 万治二年(一六五九)九月 龍田社御供入用帳

(原本は一段だが、紙幅の都合上二段に組む、以下の算用日記も同じ)

覚

四月六日  
一 くい木式拾目 代八分

同  
一 竹式わ代式匁式分

同  
一 なわ五八代五分

同  
一 拾二人定

同  
一 肴代老匁八分

■ 酒三舁代式匁五分  
二分五り

九月十三日  
一 まく打七本代七分

メ 八匁八分  
メ 八匁八分

メ 八匁五分五り

四斗 龍田々下行引

メ 老石四斗老舁式合

内

一 七斗式合 六合  
服部村

一 三斗五舁三合 丹後村

一 三斗五舁三合 五百井村

万治式元年九月十三日

服村

一 式分

一 五り

かわらけ  
松折敷

一 壹分

一 式分

一 壹分

一 壹分

一 五分

一 七分

一 七分

一 三合代一分式リン

一 式匁七分

メ 五匁四分七リン

此米老斗三舁 六合  
但小舁にして

九月十六日入用

一 四匁五分五リン

一 壹匁四分

一 式匁三分

一 三匁四分

一 式匁八分

一 六分五リン

(二脱)  
一 匁

一 壹分

一 六分

はしかミ  
ふう

まつこ  
かうし

はす

牛房

かきなすひ  
みかん

きり小刀

布

御へい紙

へい米

幕休  
酒三舁

たい三まい

はむ

ゑひ

くち

ゑそ

たこ

かつお

はしかミ

ふう



一四分	たいこん	但小舂ニして	一四匁八分	やき物	一壹分	柚・はしかミ
一七分	牛房	三口合壹石貳斗六舂七合貳夕	一九分	はむ	一拾二匁八分	酒
一一匁五分	松竹	内四斗八立田六下行引	一壹匁五分	ゑい	一六分	すミ
一五分	たうふ	メ八斗六舂七合貳夕	一壹匁六分五リソ	ふし	一五分	たはこ
一壹匁二分	さとう	内四斗三舂三合六夕	一八分五リソ	たこ	メ四拾貳匁四分	
一八分	はす	貳斗一舂六合八夕	一五分	ゑひ	一三匁五分	繪庭ノ代
一四分	す	貳斗一舂六合八夕	一六分	夕めし	銀三口メ五拾四匁分五リソ	
一五リ	ゆ	貳斗一舂六合八夕	一五分	夕めし	此米壹石貳斗六舂	
一壹匁	たはこ	四斗 龍田六下行引	一三匁	みそ	此口米貳斗五舂貳合	
一壹匁五分	味噌	メ壹石四斗壹舂貳合	一貳分	大根	小舂メ壹石五斗壹舂貳合	
一八匁一分	九舂酒	内	一四分	大くり	一壹斗五舂	めし米
一壹斗五舂	晝食米	一七斗六合	一八分	牛房	一壹斗五舂	夕食
一壹斗五舂	夕食米	一三斗五舂三合	一貳分五リソ	す	三口米合壹石八斗壹舂貳合	
メ小舂三斗		丹後村	一三分五リソ	はす	以上	
銀合三拾三匁二分五リソ		五百井村	一壹匁八分	さたう		
此米八斗参舂一合貳夕						
二〇 寛文元年(二六六二) 九月一三日 龍田社御供入用帳						
寛文元年			(表紙)			
丑ノ九月十三日	五百井村	一八分	寛文元年	本利合貳百貳拾五匁		
一貳分五リソ	かわらけ	一七分五リソ	借シ日記	一百六拾一匁九分	源兵衛(花押)	
一貳分	まつおしき	一白米三合	丑ノ 拾月八日	内 百目ハ一わり半	かし	
一貳分五リソ	はす	代壹分五リソ	長男中	此り拾五匁	六拾一匁九分ハ一わり	
一三分	牛房	一四匁八分	甚兵衛(花押)	百目ハ一わり	此り六匁一分九リ	
一壹分五リソ	かき・ミかん	酒三舂ノ代	内	此り拾五匁	本利合百八十三匁九リ	
一六分	きり小刀	メ八匁貳分五リソ	かし	百目ハ一わり半	一四拾七匁	善兵衛(花押)
		一五匁七分	此り拾五匁	此り拾五匁	かし	
		一四匁六分	此り拾五匁	此り拾五匁		

一わり 此り四七五分 本利合五拾一匁七分 一百式拾目	久兵衛(花押) かし	本利合百十五匁 一六四拾目五り新右衛門(花押) かし	一六拾壹匁一分一り丑ノ年過上 二口合七百壹匁一分六り	内 拾壹匁四分 丑ノ年ノ油代 残而六百八拾九匁七分六り	此り七匁五分 本利合五十七匁五分	猪右衛門(花押) かし	本利合七百四拾七匁七分三り	二二 寛文元年 (二六六二) 一〇月八日 丑ノ年算用日記	(表紙) 寛文元年 丑ノ年算用日記	十月八日	甚兵衛	子ノ冬借シ	拾匁	子ノ冬かし	四口 本利メ式百式拾五匁	一四斗	マツリイトナミ ノ下行	一壹斗三舁五合 宵宮座																					
本利合百十五匁 一六四拾目五り新右衛門(花押) かし	一六拾壹匁一分一り丑ノ年過上 二口合七百壹匁一分六り	内 拾壹匁四分 丑ノ年ノ油代 残而六百八拾九匁七分六り	此り七匁五分 本利合五十七匁五分	猪右衛門(花押) かし	本利合七百四拾七匁七分三り	二二 寛文元年 (二六六二) 一〇月八日 丑ノ年算用日記	(表紙) 寛文元年 丑ノ年算用日記	十月八日	甚兵衛	子ノ冬借シ	拾匁	子ノ冬かし	四口 本利メ式百式拾五匁	一四斗	マツリイトナミ ノ下行	一壹斗三舁五合 宵宮座																							
一八舁 同酒手	一壹舁 教識坊十三日 朝食	一貳斗 肝煎給	一七舁 三里へ糯米	一五斗九舁 三里九月十六日	小舁二而七斗六合代入用 惣メ壹石四斗八舁五合	甚兵衛 仕かへ	源兵衛	一六拾一匁九分 子冬かし	六匁壹分九り	子ノ冬かし	四口 本利メ百八拾三匁九り	内 式拾一匁三分九り上 メ百六拾一匁九分かし	善兵衛	一四拾七匁三分 子冬かし	四匁七分三り	内 五匁上ケ メ四拾七匁かし	忠右衛門	一拾二匁八分六り 子冬かし	一匁式分四り	本利メ拾四匁壹分 新右衛門■へ可渡る	久兵衛	一百式拾三匁式分 子冬かし	拾式匁三分	二口	本利メ百卅五匁五分 一五舁内やふ年貢 代二匁式分	二口メ百卅七匁七分	内 拾七匁七分上ケ メ百廿目	理右衛門	一五拾目 子冬かし	七匁五分	二口 本利メ七匁五分	内 七匁五分 メ五拾目	猪右衛門	一九拾五匁式分五り 子冬かし	九匁五分二り	本利メ百四匁七分七り かし	内 五匁七分 四匁壹分 二匁	一匁四分	たい いな こち はも

二匁式分	さわら	但四日分	八拾八匁 猪右衛門へかし二渡	〆七百一匁一分六り
八分	かつうを	一匁五分	銀出入帳へ出ス	内
七分	いも五つ	一八匁	大工ちん	拾一匁四分 丑ノとし油 四舛
三匁四分	さたう	惣〆九拾二匁七分三り	箱ノさしちん	代
老匁	たばこ	引〆拾二匁四り	かし	残六百八十九匁七分六り かし
老分	ゆ	又八拾八匁	新右衛門〆可渡	
八分	はしかミ	二口〆百目かし		
五分	たうふ			
二分	こんにやく			
二分	すみ	新右衛門		
二匁五分	しを〇	一六匁式拾一匁七分五り		
六分	みそ〇	り		
五分	ちや〇	六拾二匁老分		
七分	同	本利〆六百八拾三匁八分五り		
三分	柴	〆一廿五匁	甚兵衛〆渡る	
一匁	大根	〆一廿老匁老分九り	源兵衛〆渡る	
四匁五り	かき	銀出入帳〆		
拾匁四分	香ノまめ	〆一五匁	善兵衛〆渡る	
七匁	す	〆一拾七匁七分	久兵衛〆渡る	
七匁	酒	銀出入帳〆		
拾二匁八分八り	造用	〆一七匁五分	理右衛門〆渡る	
七匁八分	食米	銀出入帳〆		
三匁	糯米	惣〆七百七拾四匁三分かし		
八匁	〆七拾五匁式分三り	内		
	大工日用ちん	卅八匁七分五り	新福寺くり造	
		七匁五分	とかいのそなへ	
			入用渡ス	

二四 寛文二年(一六六二)一〇月八日 服部村長男中借シ  
算用状日記

(表紙)  
「寛文」式年

借シ 日記  
さん用状

寅ノ 拾月八日

服部村  
長男中

合式百貳拾五匁

甚兵衛

合百八拾三匁九リ

内 源兵衛

貳拾三匁九リ上

残而百六拾匁

合五拾壹匁七分

内 善兵衛

四匁七分

残而四拾七匁

合百卅貳匁

内 久兵衛

十二匁上ル

残而百貳拾目

合五拾七匁五分

理右衛門

合百拾五匁

合七百四拾七匁七分三リ

一貳拾五匁

〇一五匁七分五リ

〇一十二匁

〇一四匁七分

〇一貳拾三匁九リ

〇一五拾三匁三分五リ

〇一四匁七分

〇一貳拾三匁九リ

〇一五拾三匁三分五リ

〇一四匁七分

〇一貳拾三匁九リ

〇一五拾三匁三分五リ

〇一四匁七分

〇一貳拾三匁九リ

〇一五拾三匁三分五リ

〇一四匁七分

〇一貳拾三匁九リ

〇一五拾三匁三分五リ

〇一四匁七分

〇一貳拾三匁九リ

〇一五拾三匁三分五リ

伊右衛門

新右衛門

甚兵衛

理右衛門

渡

久兵衛

善兵衛

源兵衛

彦右衛門

渡ス

彦右衛門

渡ス

彦右衛門

渡ス

彦右衛門

渡ス

彦右衛門

渡ス

彦右衛門

渡ス

彦右衛門

渡ス

彦右衛門

一斗 七舂五合 三里わり方  
又貳斗 是ハ立田會坊  
肝煎給

二口合老石三斗七舂

内 五斗 藤勝マツリイトナミ

造用ニ御中へ出シ申

候

残而八斗七舂 新右衛門

彦右衛門

五匁

四匁八分

老匁一分

老匁九分

老匁五分

三匁五分

五分

三分

五リン

一分

一匁

一三分五リ

一分五リ

二分

二匁五分

茶 六分

大豆二舂 九分

茶 五分

茶 五分

柴 二分

柴 五分二分

大こん 七分

さと二斤 二匁四分

食米 老匁

食米 拾老匁七分六リ

糯米 石別四十式匁

糯米 七匁一分四リ

一斗七舂

同断

酒代 拾三匁五分

老斗五舂代

九分ツ、

しやうゆ

牛房

内引

式拾一匁是ハ

又介マツリイナミ

造用出申候

残而四拾六匁三分五リ

一七匁

造用ニ

二口合五拾三匁三分五リ

新右衛門

銀出入帳ニテ立用申候

寅ノ年  
一五斗  
太郎兵へ可出

但マツリイトナミノ造用八左  
衛門前也、又各寄過ニテ取

り六拾四匁四分

合七百八匁三分四り

二五 寛文三年(一六六三) 一二月二日 服長男中借シ日記

(表紙)  
「寛文三年

借シ 日記

卯十二月朔日

服長男中

卯十二月朔日  
一百八拾壹匁

源兵衛(花押)

内

百目ハ壹わり半  
り十五匁

八拾壹匁ハ壹わり  
り八匁一分

合式百四匁一分

同日  
一四拾七匁 善兵衛(略押)

り四匁七分 壹わり

本利合五十一匁七分

同日  
一百式拾目 久兵衛(花押)

壹わり  
り十二匁

合百三拾式匁

同日  
一五拾目 理右衛門(花押)

り七匁五分  
壹わり半

合五十七匁五分

卯十二月朔日  
一百三拾式匁式分五リ

伊右衛門(花押)

壹わり半  
り十九匁八分

合百五十式匁五り

同日  
一式百目 甚兵衛(花押)

内 百目ハ壹わり  
り十匁

百目ハ壹わり半  
り十五匁

合式百式拾五匁

一八百五拾四匁壹分五リ

新右衛門

一百八拾八匁四り 卯過上

合壹貫四拾式匁一分九り

内

拾九匁五分 油代

六匁式分 かふら代

三百七拾式匁五分五り

惣坊へかし

メ六百四拾三匁九分四り

二六 寛文三年(一六六三) 一二月二日 卯ノ算用状記

(表紙)  
「寛文三年

卯ノ算用状記

卯十二月朔日

善兵へ

一四斗 マツリイトナミ  
下行

一壹斗三舛五合 宵宮座

一八舛 酒手

一式斗 給

一壹舛 教職朝食

一七舛 三里もち米

メ八斗九舛五合

此銀五拾四匁六分

内 直段六拾一匁ツ、

四匁七分利銀二引

残而四拾九匁九分 新右衛門へ  
渡ル

卯十二月朔日  
一八百五拾七匁式分四リ

新右衛門

此り  
八拾五匁七分一リ

本利合九百四十四式匁九分五り

一式拾五匁 甚兵衛へ渡ル

一四匁七分 善兵衛へ渡ル

一十二匁 久兵衛へ渡ル

一七匁五分 理右衛門へ渡ル

惣メ九百九拾式匁壹分五リ

内

五拾四匁六分 善兵へへ可渡ス

内四匁七分引

八拾三匁四分 太郎兵へへ可渡  
ス

残而八百五拾四匁一分五り

内

十二月廿八日 油代 新福寺へ

七匁五分 わたし

同日

六匁式分 かふら代渡候

拾式匁 天満や油代

残八百式拾八匁四分五り

一百八拾八匁四り 卯過上

メ一貫拾六匁四分九り

内

三百七拾式匁五分五り  
惣坊へかし

残六百四拾三匁九分四り

卯十二月朔日  
太郎兵衛算用

一六匁八分

生鯛

一七分

大根

一六匁

やき物

一三匁

砂糖

一匁六分

なますのこ

一三分

(醤油・酢カ)  
将酢

一匁匁

えい

一拾七匁七分

めし米

一七分

ふし

米式斗八舁代

石別六十一匁ツ、

一匁匁

刻姜

一拾匁三分五り

糯米  
壹斗七舁

一三分

炭

一拾匁三分五り

石二六十一匁かへ

一五り

ゆ

一匁匁二分

塩ゑそ

一分

はしかみ

一拾三匁五分

酒手

一匁分

しほ

一匁匁六分

白酒

一匁匁五分

味噌

一七匁

造用

一匁匁一分

茶

一七匁

造用

一九分

大豆二舁

メ八拾三匁四分

新右衛門の渡ル

一匁分

す

一匁匁四分

新右衛門の渡ル

一五匁二分

柴

一匁匁二分

塩ゑそ

二七 寛文四年(一六六四) 二月六日 服長中借シ日記

(表紙)  
「寛文四年  
借シ 日記

一五拾壹匁七分 善兵へ(略押)

辰ノ十一月六日

本利合五十六匁八分七り

服長中」

内五匁壹分七り上

一式百目六分 源兵衛(花押)

残五拾壹匁七分

巳ノり

同り

式拾目

同り

本利合式百式拾目六分

十三匁式分

本利合百四拾五匁式分

本利合百六拾七匁式分五り

一五拾七匁五分 利右衛門(花押)

一式百式拾五匁 甚兵衛(花押)

同り

巳ノり

五匁七分五り

式拾式匁五分

本利合六拾三匁式分五り

本利合式百四拾七匁五分

一百五拾式匁五り 清右衛門

一五百五拾壹匁六分九り 新右衛門

同り

同り

二八 寛文四年(一六六四) 二月六日 長男中辰ノ算用状

日記

(表紙)  
「寛文四年  
辰ノ算用状日記

一式匁五分五り 砂糖

辰十一月六日

一匁匁五分 是む

服男中」

一匁匁四分 とうふ

辰十一月六日

一三分五り しゃうゆう

宗右衛門算用

一匁分 はしかみ

一七匁五分

生鯛

一匁分 たばこ

一七匁五分

やき物

一五分 すみ

一匁匁四分

かつうを

一式分 しを

一三分

うをノしを

一式匁五分

一匁匁六分

はまち

一匁匁壹分

一九分

ゑそ

一五匁式分

一七分

さわら

一七分

一四分

山ノいも

一七分

一匁分

のり

一九匁八分 酒壹斗四舁

一拾四匁	食米	一貳百貳拾五匁	利共かし	四拾四匁五分	教識坊へ渡ス	内	巳三月十七日	材木たちん
一八匁五分	もち米	内		一貳百貳拾壹匁三分三厘	辰ノとし作相		壹匁八分	口称へ
一三匁	壹斗七舛	新右衛門		メ七百目八分七厘預り			三拾目	口称へ渡ス
一七匁	さかいたちん	新右衛門		内			卯月廿二日	平左衛門渡ス
メ八拾匁五分	造用	一四斗	マツリイトナミ	拾三匁三分五厘	久右衛門・久兵		式匁五分	かわらやへ
源兵衛	新右衛門へ渡ス	一壹斗三舛五合	宵宮座	一貳拾五匁	門上		七匁三分四厘	わたし
一貳百四匁壹分	利共かし	一八舛	酒手	一五匁七分五厘	惣坊へ銀上		一三匁	銀にて坊へ取
内		一壹斗	給	一壹匁五分五厘	惣坊へ取		メ七百六匁四分三厘	新右衛門預り
三匁五分ちさ刀六腰ノ	つかぬりちん	一七舛	教識朝食	一六匁六分	同彦右衛門へ		へ左兵へ	吉兵衛
残テ貳百目六分かし		メ八斗九舛五合	三里もち米	一貳拾五匁	甚介祭祀		清兵へ	小兵衛
善兵衛		一貳拾壹匁八分	三里算用ノ	一貳拾五匁	いとなミ代上		善兵へ	長右衛門
一五拾壹匁七分	りともかし	内	入用	銀拾式匁五分油代相家平左衛門へ	わたし		猪兵衛	茂左衛門
久兵へ		二口合六拾六匁五分五厘	五百井へ渡ス	辰十二月卅日			源十郎	加兵衛
一五拾三拾式匁	りともかし	一七七八匁三分四厘	利共かし	六匁	惣坊へ取		五郎兵衛	八郎兵衛
利右衛門		残テ六百四拾壹匁七分九厘かし	内	メ七百四拾五匁七厘預り			へ太郎右衛門	
一五拾七匁五分	りともかし	拾匁新福寺やねふき		二九 寛文五年 (一六六五)	一一月八日	長男中借シ日記		
清右衛門		八拾匁壹分宗右衛門へ渡ス		(表紙)				
一五拾五匁五分	りともかし	残テ五百五拾壹匁六分九厘	かし	寛文五年	巳十一月八日	長男中		
甚兵衛		内		借シ日記				
		式拾六匁五分五厘惣坊		巳十一月八日				
		壹匁一分	材木代渡	長男中				
				此り				
				式拾式匁六厘				
				本利合式百四拾式匁六分六厘				
				源兵衛 (花押)				

同日  
一五拾壹匁七分

善兵衛(略押)

此り  
五匁壹分七厘

本利合五拾十  
(六匁八分七厘)

同日  
一百四拾五匁二分

久兵衛(花押)

此り  
十四匁五分二厘

本り合百六拾匁二分  
百五拾九匁七分二厘

同日  
一六拾三匁貳分五厘

理右衛門(花押)

三〇 寛文五年(二六六五) 一二月八日 長男中已算用日記

(表紙)  
寛文五年

已算用日記

十一月八日  
長男中

善兵衛

一四斗 マツリイトナミ  
下行

一壹斗三舂五合 宵宮座

一八舂 酒手

一貳斗 給

一壹舂 坊主朝食

此り  
六匁三分二厘

本り合六拾九匁五分七厘

已十一月八日  
一百六拾七匁二分五厘

清右衛門(花押)

此り  
十六匁七分二厘

本利合百八拾三匁九分七厘

同日  
一貳百廿五匁

甚兵衛(花押)

此り  
貳拾貳匁五分

本り合貳百四十  
(七匁五分)

一二月八日 長男中已算用日記

一七舂 三里もち米

合八斗九舂五合

此銀四拾九匁貳分三厘

直八五拾五匁ニソ

一貳斗 立田會坊  
肝煎給

此銀  
拾壹匁

一貳拾壹匁五分五厘九月  
十六日ノ割方

一四匁六分 錠ノニツ代

四口合八拾六匁三分八厘

内

五匁壹分七厘 借銀ノ内へ上

貳匁七分五厘 藪年貢

残而七拾八匁四分六厘

新右衛門ノ渡ル

已十一月八日

茂左衛門算用

一七分 たこ一ツ

一壹匁八分 はも一筋

一三匁八分 たい一ツ

一壹匁三分 あこ一ツ

一四匁九分 くり廿五

一三匁貳分五厘 ゑそ十三

一八分 ふし二ツ

一三匁貳分五厘 さと

一五分 すミ

一壹分 ゆはしかミ

一壹匁 たはこ

一三分 す

一貳分 鹽

一貳匁五分 味噌

一壹匁壹分 茶

一五匁二分 柴

一五分 大根

一拾六匁一分五厘 香ノ大豆

一拾匁四分 酒一斗九舂

一九匁三分五厘 食米

一壹匁 式斗八舂

一壹匁 糯米

一壹匁 壹斗七舂

三一 寛文六年(二六六六) 一〇月八日 長男中ノ算用日記

(表紙)  
寛文六年

午ノ算用日記

十月八日  
長男中

惣右衛門

一四斗 マツリイトナミ  
下行

一壹斗三舂五合 宵宮座

一八舂 酒手

一貳斗 給

一壹舂 坊主朝食

一七舂 三里餅米

此銀四拾九匁二分三厘



直八五拾五匁ニノ	一老匁	郡山たちん	内へ	清右衛門
一式拾八匁二分九リ 仕かへ	一七匁	造用	拾匁二分五リ	一百八拾三匁九分七リン 共
拜殿入用	ノ四拾六匁四分八リン		残而五拾四匁九分不足	一六匁七分五リ 木代
ノ七拾七匁五分二リ	拾三匁壹分五リ 拜殿 小仕かへ		久兵衛	合百九拾目七分二リ
五郎右衛門へ可渡	合五拾九匁六分三リ		内へ	内へ
猪兵衛	又壹匁五分 今井ノ木かいノ 日用ちん		内へ	拾式匁八分二リ 小仕かへ
一四匁二分	二口合六拾壹匁分三リ		内へ	七匁九分 五郎右衛門へ可渡ス
一四匁九分	内		内へ	残而百七拾目不足
一老匁	拾式匁三分一リ 木代		甚兵衛	一式百四拾七匁五分 共
一九分	残而四拾八匁八分二リ仕かへ		内へ	一式匁五分 木代
一式匁三分	五郎右衛門へ可渡ス		内へ	合式百五拾目
一五舂五合 四匁壹分三リ			内へ	式匁六分五リ 小仕かへ
一老分	一式百四拾式匁六分六リ 共		内へ	残而式百四拾七匁三分五リ
一四舂 代三匁	善兵衛		内へ	内
一五分	一五拾六匁八分七リ 共		内へ	式拾式匁三分五リ
一七分	一式匁五分八リ 共		内へ	五郎右衛門へ可渡ス
一二分	ノ五拾九匁五分五リ		内へ	残而式百式拾五匁 不足
一老匁五分	一式匁七分五リ	藪年貢 五舂代		彦右衛門
一老匁壹分	合六拾式匁四分			一五匁五分
一五分	又式匁七分五リ	受領成		堂ノ馬場東ノ 壺斗代
一拾匁四分	ノ六拾五匁壹分五リ不足	猪右衛門 五舂代		
四匁七分二リ石二五斗四匁ノ 米ねちかい				
一式匁七分五リ				
夜食ノ米				

一式匁七分五り 藪五舛代  
合八匁二分五り  
一拾壹匁一分二り 小仕かへ  
引メ二匁八分七り過上  
五郎右衛門へ可渡ス  
久右衛門  
一式匁七分五り 藪五舛代  
一五匁三分 木ノ代  
合八匁五り  
内へ  
五匁五分 小仕かへ  
残而式匁五分五り不足  
五郎右衛門へ可渡ス  
又五郎  
一壹匁六分五り 馬場  
忠兵へ東方  
三舛代  
一壹匁壹分 同西ノ方  
式舛代  
メ式匁七分五り  
五郎右衛門へ可渡ス  
忠右衛門  
一七匁四分三り 木ノ代  
内  
五匁 小仕かへ  
残式匁四分三り不足  
五郎右衛門へ可渡ス  
彦左衛門  
一式拾壹匁二分五り 仕かへ  
内  
式匁七分五り 受領代  
源十郎五舛代  
残而拾八匁五分過  
五郎右衛門へ可渡ス  
へ小兵衛  
一壹匁四り 木代  
壹匁 仕かへ  
残四り済  
へ長右衛門  
一式匁四分 木之代  
式匁五分 仕かへ  
残壹分過  
九郎兵へ  
一六拾六匁 マツリイ  
ナミ代  
内  
式拾七匁五分 五斗代  
アラト一ツノイ  
ナミ代  
三拾八匁五分 七斗代  
マツリキンヲトナニ  
ナルイトナミ代  
一ツ分ノ造用  
一式匁七分五り 受領成  
九郎兵へ  
五舛代  
メ六拾八匁七分五り  
五郎右衛門へ可渡ス  
弥兵衛  
一壹匁 仕かへ  
五郎右衛門へ可渡ス  
五郎右衛門  
一拾匁二分五り 善兵へ  
銀ニテ取  
へ一拾三匁五分八り 理右衛門へ  
出入長へ付  
へ一七匁九分 清右衛門へ  
出入長へ付  
へ一式拾式匁三分五り 甚兵へ  
十月一日銀三ノ内ニテ引済  
へ一式匁五分五り 久右衛門へ  
出入長へ付  
へ一式匁七分五り 又五郎へ  
出入長へ付  
へ一式匁四分三り 忠右衛門へ  
出入長へ付  
へ一六拾八匁七分五り 九郎兵へ  
出入長へ付  
一五匁二分五り 木之代  
メ百三拾五匁八分一り  
内  
へ七拾一匁五分二り惣右衛門へ渡  
出入長へ付  
へ四拾八匁八分二り猪兵へへ渡ス  
同断  
へ式匁八分七り 彦右衛門へ渡  
同断  
へ拾八匁五分 茂左衛門へ渡  
同断  
へ壹匁 弥兵へへ渡ス  
午ノ物成方へ  
壹匁 五郎右衛門  
小仕かへ  
へ四匁六分 覚内へ渡ス  
出入長へ付  
へ式匁 十二月廿九日ニ渡ス  
与介へ渡ス  
へ五匁二分 口称へ渡ス  
十二月廿九日夫庄蔵  
へ壹匁二分 五平へ渡ス  
午十二月廿三日銀上ノ時立用  
式拾式匁九分六り 巳ノ冬へ  
午ノ年迄  
五郎右衛門仕かへ  
メ百八拾五匁六分七り  
残而四拾九匁八分六り  
同 五郎右衛門仕かへ  
二拾二匁九分六り 二重入  
メ式拾六匁九分  
り共 しかへ  
未十一月十一日ニ入

三二 寛文六年(二六六六) 十一月八日 長男中借シ日記

(表紙) 寛文六年

借シ日記

午十一月八日

長男

午十月八日 一貳百四拾貳匁六分六厘

此り 源兵へ(花押) 貳拾四匁貳分六厘

本利合貳百五拾六匁九分一厘

同日 一五拾四匁九分

此り 善兵衛(略押) 〇五匁四分九厘

本利合六拾目三分九厘

午十月八日 一百五拾貳匁二分二厘

此り 久兵衛(花押) 拾五匁貳分二厘

本利合百六拾七匁四分四厘

三三 寛文七年(二六六七) 十一月八日 長男切錢中之帳

(表紙) 寛文七年

切錢之帳

未十一月八日

同日 一六拾三匁 理右衛門(花押)

此り 六匁三分

本利合六拾九匁三分

同日 一百七拾目 清右衛門(花押)

此り 十七匁

本利合百八拾七匁

同日 一貳百貳拾五匁 甚兵衛(花押)

此り 〇貳拾貳匁五分

本利合貳百四拾七匁五分

内

貳拾貳匁五分 十一月八日 八日さん用入

残式百廿五匁

拾五匁 亥ノ年上 相濟遣申候

未ノ十一月八日 一八匁六拾目三分九厘

善兵衛

内

一六匁三厘 申ノ十二月九日ニ上ル

西ノ年上 一六匁三厘

戌ノ十二月八日 一六匁三厘

戌ノ年上

亥ノ十月八日 一六匁三厘

亥ノ年上

子ノ十月十八日 一六匁三厘

子ノ年上

丑ノ年上 一六匁三厘

丑ノ年上

午ノ十月八日 一六匁三厘

午ノ年上

一六匁三厘

上ケ不申候

(申 以下同七) 甲ノ年十月八日 一六匁三厘

甲ノ年上ケ さん用入

戊ノ十月八日 一六匁三厘

さん用上ケ

戊ノ年上 一六匁三厘

さん用上ケ

残所ノ切錢

相談ニ而 ゆるし申候

未ノ十一月八日 一百六拾七匁四分四厘

久兵衛(花押)

内へ

壬ノ十月八日 一拾匁

西ノ年上

一拾匁 戌ノ年上

未ノ十一月八日 一八匁六拾九匁三分

理右衛門(花押)

三匁九分 子ノ春取 相濟遣申候

未ノ十一月八日 一八匁八拾七匁 清右衛門(花押)

拾匁五分子ノ春取 相濟遣申候

未ノ十一月八日 一八匁百貳拾五匁

清兵衛(花押)

一貳拾貳匁五分 申ノ年上

一貳拾貳匁五分 酉ノ年上

一貳拾貳匁五分 戌ノ年上

一貳拾貳匁五分 亥ノ年上

一貳拾貳匁五分 子ノ年上

一貳拾貳匁五分 丑ノ年上

一拾壹匁五分 午ノ年上

一拾壹匁五分 上ケ不申候

一拾壹匁五分 甲ノ年上

一拾壹匁五分 子ノ年上

右之切銀六人ノ

惣談ニテ相濟申候以上

(清兵衛の項、墨線で破棄)

合九百七拾六匁四り

右之銀子本銀二而拾年二壹年々々

滞なく急度相済可申候、仍而如件

寛文七年

未十一月八日

源兵へ(花押)

善兵へ(略押)

久兵へ(花押)

理右衛門(花押)

清右衛門(花押)

清兵へ(花押)

申十二月九日

一拾六匁七分五ノ 久兵へ(花押)

同日 一式匁五分 久兵へ(花押)

申十一月九日 一拾八匁七分 清右衛門(花押)

申十二月九日 一式拾六匁七分 源兵へ(花押)

是八前中ニ状有

右ハ申ノ年ノ切銭之割方上申事、

成不申候間、借用仕候、来年之算

用ニ急度相立可申候、以上

寛文八年 十一月九日

久兵へ

清右衛門

源兵へ

三四 寛文七年(二六六七) 一二月八日 長男未ノ算用日記

(表紙) 寛文七年

未ノ算用日記

十一月八日 長男

へ理右衛門

一四匁八分

一六匁

一壹匁八分

一八分

一壹分

一八分

一壹匁壹分

一四分

一三分五り

一式匁三分

一五分

二分

一式匁五分

一壹匁壹分

一五分

一壹匁

姜

しょうゆ

す

柴

炭

しほ

味噌

茶

たいこん

郡山肴かい

はも

一拾四匁八分

食米代 式斗八舁

一拾匁六分

晚食米

一壹匁六分

杉苗代

一式匁三分

夕食かまス

一七匁

造用

一壹匁

ひともし

一九匁八分

酒手 壹斗四舁代

メ七拾壹匁三分五り

内

三匁壹分八リン丸山年貢

六舁代

一七分かわら十枚

引メ六拾八匁八分七り

又九分五りしかへ

二口合六拾九匁八分五り

此銀五郎右衛門立用

しかへ

残而式匁七分

仕かへ

へ茂左衛門

一壹匁七分

竹ノ代

四匁

せんたん代

十一月八日三上ケ

残而式匁三分銀上済

内へ壹匁七分引

へ彦右衛門

一五匁二分五り

繩三束 五舁代

一式匁六分五り

壹把ニ付壹分五りッ、 藪年貢

一五匁三分

堂ノ馬場東ノはしはたけ 年貢壹斗代

残而式匁七分かし

十一月八日二済

へ清右衛門

一二分五り

釘壹わ代

一五分

日用ちん 同半

メ七分五り

仕かへ 銀渡し

へ久右衛門

せんたん營 用二遣

一壹匁二分

せんたん營 用二遣

一壹匁二分

せんたん營 用二遣

一壹匁二分

せんたん營 用二遣

一壹匁二分

せんたん營 用二遣

一壹匁二分

せんたん營 用二遣

一貳匁六分五り 藪年貢  
残而壹匁四分五りかし  
十一月八日二濟

合八斗九舂五合  
此銀四拾七匁四分三り  
直八五十三匁ニメ

一貳匁六分五り 又五郎  
うけとる

一四匁七分 午ノ年さん用  
食米ねちかい

此り 仕かへ  
七分 本利合五匁四分  
十一月八日銀渡し

又五郎  
馬場忠兵へ  
東ノ方  
三舂まへ

一壹匁五り 同西ノ方  
貳舂まへ

一壹匁六分 同西ノ方  
貳舂まへ

一壹匁五り 同西ノ方  
貳舂まへ

一壹匁五り 同西ノ方  
貳舂まへ

一壹匁五り 同西ノ方  
貳舂まへ

五郎右衛門へ可渡

一拾八匁壹分 午ノさん用詰  
五郎右衛門仕かへ

一四斗 マツリイトナミ  
下行

一壹斗三舂五合 宵宮座

一八舂 酒手

一貳斗 給

一壹舂 坊主食米

一七舂 三里餅米

一五拾五匁七分 同材木代二渡  
ス

一七匁九分 光徳寺へ渡ス

一貳拾七匁 口称坊へ  
別時ノ力合

一三匁 餘兵衛作領渡  
し

一貳拾九匁五分九り 去年さん用残  
しかへ

合貳百六匁一分三り

残而 六拾目三分六り

一六拾九匁八分五り

久右衛門へ立用理右衛門へさん用  
入用二渡ス

残而九匁六分 五郎右衛門  
しかへ

但右出入之内ノ  
銀未ノ年分ノ利銀ニ  
ノ相濟

一拾拾貳匁五分 九月ノ入  
用五百井へ濟

一貳拾三匁八分 九月ノ入  
用五百井へ濟

十一月八日ニ  
三分五り錢渡し

残而九分五り十一月八日ニ銀渡し  
濟

三五 寛文八年(一六六八) 一二月九日 長男申ノ算用日記

(表紙)  
寛文八年

申ノ算用日記

十二月九日 長男

一壹分五り

一貳分 山ノいも

一三分五り とうふ

一五分 牛房

一二匁三分 柴

一五分 柴

一壹匁 ちや

一拾匁五分 酒手  
壹斗五舂代

一五分 しゃうゆ

一六分 すミ

一五リン はしかミ

一貳匁五分 ミそ

一壹匁 きさミ

一貳分 しほ

一七分 細堂酒たちん

一壹匁 郡山着かい

一拾壹匁九分 肴

一拾四匁	食米	壹匁二分五りわら五束	内式舂五合ハめん	メ壹石九舂五合
一拾匁	式斗八舂	二分五り	残ハ式舂五合	此銀
夕食米	石二十五匁ツ、二斗	(むなからミ竹 四本代)	此ハ壹匁二分五り済	五拾四匁七分五り
一七匁	造用	壹匁	日用一日分	又八匁六分五り
一五分	たハシ	壹匁	うらかへかやし	堂へ
メ六拾五匁四分五り		式分五り	すさわら	小仕かへ
内		一匁三分	竹壹わ	合六拾三匁四分
式匁五分	藪年貢引	一匁五り	なわ七わ	又廿八匁
五舂代		五匁四分	(新福寺落縁 三枚代ふり)	又拾三匁
六匁三り	切銀上引	四匁三分	(油一舂代 同断ふり)	三口合百四匁四分
引メハ五拾六匁九分二り	石二十五匁ツ、	式分五り	わら一束	又五分
五郎右衛門可渡		式分五り	同	是ハ石かい申時
メ善兵衛		壹匁壹分	くき代	三匁四分仕かへノ引出
一五舂	藪年貢	七匁八分	竹六わ代	二口合百四匁九分
代式匁五分		メ式拾五匁二分		内へ
メ久兵衛		内十匁五分引		式拾式匁五分
一五舂	藪年貢	残ハ十四匁七分	五郎右衛門可渡ル	清兵衛上
此銀式匁五分		メ久右衛門		残ハ八拾式匁四分
メ彦右衛門		一五舂	藪年貢	メ猪兵衛
一五舂	藪年貢	此銀メ式匁五分	五郎右衛門へ上	五郎右衛門可渡ル
一壹斗	畑年貢	メ又五郎		一四匁五分
一六舂	丸山年貢	一三舂	馬場畑年貢	此り七分五り
メ式斗壹舂		一式舂	同年貢	メ五匁壹分五り
此銀拾匁五分		メ五舂		内老匁三分六り
内へ				かわら廿老枚分引

一五匁 猪兵へ家ノのきの  
あをき代

内 一七匁二分五リン 口稱へ渡し  
一六匁九匁七分 田原本  
材木代

三匁壹分四リ 一拾匁四分五リン 益共六枚

壹分五リ 道はたの年貢

ノ壹匁八分五リ 残而貳拾六匁壹分一リ  
五郎右衛門おい

内 老匁 石代引

残へ八分五リ 五郎右衛門へ渡  
ノ壹匁五分 五郎右衛門おい

五郎右衛門 へ一五匁二分八リンへ五郎右衛門  
理右衛門へ可渡

一百七拾貳匁七分五リ 是ハ未ノ年作相  
ノ壹匁五分 へ一貳匁五分 へ五郎右衛門へ  
可渡ル

一三拾目 光徳寺方へ  
茂左衛門上 久右衛門數年貢銀出入帳  
可渡ル

ノ貳百貳匁七分五リ 又五郎年貢銀取  
可渡ル

一九分 口稱へ渡し  
へ一八分五リ へ五郎右衛門へ  
可渡ル

一拾壹匁五分 布代渡し  
戸帳 猪兵へさん用詰残り銀取  
可渡ル

一三匁 ところ木代  
五口ノ三拾五匁九分九リ

一壹匁七分 材木代  
五郎右衛門おい

一壹匁 三ぼう代  
へ五拾六匁九分二リ五郎右衛門へ  
可渡ル

一七分 材木たかん  
銀出入帳へ出候へ善兵衛へ渡  
ス

一五拾四匁四分四リン 日用代  
へ拾四匁七分 へ五郎右衛門へ  
可渡ル

一三匁五分 さくりよ  
繪筵箱代 銀出入帳へ  
可渡ル

一五匁五分 光徳寺  
箱代 彦右衛門へ可渡  
ス

一貳匁五分 石代  
へ八拾貳匁四分 へ五郎右衛門へ  
可渡ル

一四匁 石代  
惣右衛門へ可渡ル  
銀出入帳へ

ノ百五拾四匁二リ 申十二月廿六日  
一壹匁かし もち米  
口稱へ

申十二月九日さん用 一拾六匁かし 油四俵代

定引ノ百拾八匁三リ 五郎右衛門二  
おい

又壹匁五分 牛田池床三俵代  
十二月廿日猪兵衛へ渡し

一貳拾六匁七分九リ上 申ノとし服部過

一三拾三匁貳リ上 申ノとし奥過上

一拾匁上 五郎兵へ銀出入帳  
二而

十二月廿日 忠右衛門銀上

一九拾目上 高田作相

一七拾五匁上

一七拾五匁上 高田作相  
酉ノ壬十月八日ノさん用帳出ス

### 三六 寛文一〇年(一六七〇) 一二月八日 戌ノ算用日記

(表紙) 一壹俵 坊主食

一七俵 三里餅米

合八斗九俵五合

十二月八日 代五拾壹匁九分一リン

一四斗 彌兵衛

一壹斗三俵五合 マツリイトナミ  
宵宮座

一八俵 酒手

一貳斗 給米

正月十一日 油壹俵  
新福寺へ

七月十二日 一三匁 新福寺へ

八月八日 一貳匁五分 同理り

十月十八日	
一 式匁六分	新福寺へ
五口	油壺舁
合六拾三匁八分壺り	
又八五分八り	八二月十五日
	八御ふく米
又壺匁二分	新福寺へ
	正月ノか、ミ
	白米式舁
又式匁 河合	良多坊へ
	(カ)
惣合六拾七匁壺り	
彦右衛門	
一 五匁九分	たい二枚
一 五匁六分	いな甘
一 三匁	(し脱)
一 三匁	くちナ
一 壺匁二分	ほう二本
一 三分	ゑそ四ツ
一 四分	あか、三ツ
一 壺匁	いも
一 九分	のり
一 式分五り	ふし
一 五分	とうふ
一 三匁	しやうか
一 三匁	しやうゆ
一 三匁	柴
一 五分	味噌
一 式分	たいこん
	塩
	内
一 壺匁	姜
一 壺匁	茶
一 六分	す
一 六分	すミ
一 壺匁	ひともし
一 拾三匁	さけ
	壺斗三舁
一 拾六匁式分四り	昼食米
	式斗八舁石二五
	八匁
一 拾壺匁六分	夕食米
	式斗石二同
一 七匁	造用
メ七拾九匁八分五り	
内	
四匁九分七り引	
残七拾五匁壺分二り	年貢日記之所
一 五舁 藪年貢	八彦右衛門
代式匁九分	
一 壺斗 畑年貢	同人
代五匁八分	
一 六舁 丸山年貢	同人
代三匁四分八り	
一 三舁 は、	同人
代壺匁七分四り	
メ拾三匁九分式ン	
内	
一 四分五ン	繩三わ三里へ出
一 五分	日用三里坊へ
	日半
一 式匁	新福寺へ藁
	拾束出ス
一 壺匁五分	繩十わ
一 壺匁	新福寺へ
一 式匁	わら四束
	長右衛門へ可拂
一 壺匁五分	かわら四十
	枚新福寺へ
一 壺匁五分	たけ壺わ
	長右衛門へ可拂
上メ八匁九分五り	
残而八匁九分七り	
清兵衛	口へ出ス
一 式拾式匁五分	切錢
	五郎右衛門へ可渡
善兵衛	
一 五舁	藪年貢
代式匁九分	
一 六匁三リン	切銀
二口合八匁九分三り	
	五郎右衛門へ可渡ス
久兵衛	
一 五舁	藪年貢
代式匁九分	
一 式舁	馬場
代壺匁壺分六り	
合四匁六り	
	五郎右衛門可渡ス
一 五舁	久右衛門
代式匁九分	藪年貢
	五郎右衛門へ可渡ス
一 三合	伊兵衛
代壺分八り	
一 三合	馬場年貢
	東口ノ門ノ前
	年貢
代壺分八り	
一	藪年貢
銀メ二匁六分かり	
内	
一 壺匁八分	竹壺わ猪兵へ
	仕かへ
一 壺匁五分	同断
一 壺匁五分	同断
上メ四匁八分	
又二匁三分二り	牛田池
	とこ四舁代
又五分	三里坊日用
合七匁六分二り	
内	
三分六ん右年貢引	
残七匁二分六り	
	五郎右衛門
	可渡ル



五郎右衛門へ可渡ル 此り 猪兵衛 惣右衛門	一四斗 マツリイトナミ 下行 宵宮座 酒手 給 坊主食 三里餅米 堂へ鏡 (朝食米カ) 立田會坊 給分	一四匁 一壹匁四分 一八分 一壹匁 一壹匁壹分 一壹匁五分 一四分五厘 一壹分五厘 一壹分 一壹分五厘 一壹分 一六分 一壹匁 一壹匁 一三匁 一壹分 一三匁 一十八匁 一壹匁六分 一拾四匁八分五厘 一拾匁六分 一壹匁 一七匁	さこし はも たこ いな ふし ほう 大根 はしかみ いも 酢 醬油 炭 茶 姜 柴 塩 味噌 酒 壹斗六舁 (う脱カ) さと 食米 式斗八舁 石二五十三匁 夕食もち米 式斗石二同 郡山肴かい たちん 造用
一四斗 一壹斗三舁五合 一八舁 一式斗 一壹舁 一七舁 一式舁 (三カ) 一□舁 一式斗 米合壹石壹斗四舁五合 此銀 石別五拾三匁 六拾目七分 一壹匁五厘 一三匁 一三匁 一三匁 一式拾式匁式分五厘 惣合八拾八匁 内 四分八厘 馬場年貢 牛田 池床 二口合八拾九匁壹分壹厘	一四斗 一壹斗三舁五合 一八舁 一式斗 一壹舁 一七舁 一式舁 (三カ) 一□舁 一式斗 米合壹石壹斗四舁五合 此銀 石別五拾三匁 六拾目七分 一壹匁五厘 一三匁 一三匁 一三匁 一式拾式匁式分五厘 惣合八拾八匁 内 四分八厘 馬場年貢 牛田 池床 二口合八拾九匁壹分壹厘	一四匁 一壹匁四分 一八分 一壹匁 一壹匁壹分 一壹匁五分 一四分五厘 一壹分五厘 一壹分 一壹分五厘 一壹分 一六分 一壹匁 一壹匁 一三匁 一壹分 一三匁 一十八匁 一壹匁六分 一拾四匁八分五厘 一拾匁六分 一壹匁 一七匁	さこし はも たこ いな ふし ほう 大根 はしかみ いも 酢 醬油 炭 茶 姜 柴 塩 味噌 酒 壹斗六舁 (う脱カ) さと 食米 式斗八舁 石二五十三匁 夕食もち米 式斗石二同 郡山肴かい たちん 造用

メ七拾三匁九分 又四匁 又八分	たい二枚 大豆付落香 三口合七拾八匁七分 彦右衛門	一五舛 貳匁六分五り	藪年貢 馬場年貢	七匁 メ百目引	わにくち 拾匁
一五舛 一壹斗 一六舛 一三舛	藪年貢 畑年貢 丸山年貢 馬場年貢	一三合 貳分四り	馬場年貢	残而九拾壹匁八分九り 残而九拾壹匁八分九り 一壹百目六り 一三匁九分 一拾匁五分	メ百七拾七匁八分一り引 亥年作相 理右衛門跡 石上
メ貳斗四舛 此銀拾貳匁七分二リ 石三三三匁 内へ 四分五り	此銀拾貳匁七分二リ 石三三三匁 内へ 繩三わ引	一三合 貳分四り	東口門前年貢 馬場年貢	此り 拾九匁九分	内 同十月廿八日 同十二月廿五日 壹匁一分 口称へ渡ス 亥十一月廿八日 拾匁八分 油代 久右衛門
一貳分 清兵衛 一拾貳匁五分	塩 切錢	一五舛 貳匁六分五り 五郎右衛門	藪年貢 戊年かし	本り 合貳百拾九匁四分 一拾貳匁分八リ 一拾貳匁五分 一八匁六分八リ 一三匁七分 一匁六分五り メ貳百六拾九匁七分	久右衛門 久右衛門 善兵衛へ 善兵衛へ 久兵へ 久右衛門 猪兵へへ
善兵衛 一五舛 貳匁六分五り石二五三三匁 一六匁三リ 二口合八匁六分八リ 久兵衛	切錢	一三合 貳分四り	内 光德寺前 社竹ニ渡シ 豊四帖代 盃ノヌリ チン 長之坊へ 渡シ 盃臺	内 八拾九匁壹分壹り 七拾八匁七分	内 子ノ算用日記 寛文十二年 十月
久兵衛		三八 寛文十二年（一六七二） 一〇月 子ノ算用日記			弥兵衛 マツリイト ナミ下り 宵宮座

一八舛	酒手	一老分五り	はしかミ	拾八匁五分	わら	一舛舛	馬場年貢
一舛斗	給	一老匁	茶	此り	六拾八束代	代老匁二り	
一老舛	坊主食	一老匁	姜	式匁七分七り右ノ引		(三カ)	
一七舛	三里糯米	一三匁	柴	四口合式拾式匁八分二り		二口合□匁五分七り	
米合八斗九舛五合		一舛分	塩	内		伊兵衛	
此銀		一三匁	味噌	十二匁二分四り	年貢引	一三合	馬場年貢
四拾六匁五分四リ		一拾四匁二分八	食米	残拾匁五分八		一三合	東口門前
石別五十二匁			石二五十一	清兵衛			年貢
もち米		一拾匁四分	夕めし	内			戴年貢
伊兵衛		惣合六拾九匁三分三	もち米式斗	式拾式匁五分	切錢		
一五匁	たい	又七匁	五十二匁二			一五舛	戴年貢
一舛八分	めしかつ	又三匁六分	酒手	度	亥十二月廿六日又子ノ二月十五日ト二	代式匁五分五り	
一老匁二分	はむ	三口合七拾九匁九分三		老匁五分六り	糯米白米	内	
一老匁五分	たこ			式分四り	三舛代		
一老匁七分	ゑい			残式拾目七分	口称御鏡	壹匁五分	竹代
一六匁九分	いな酢					残壹匁五り	五郎右衛門二渡ス
一九分	ふし	彦右衛門					
一七分五り	しやうゆとも			善兵衛		善右衛門	
一老匁三分	とうふ			一五舛	戴年貢	一八匁老分八	わら
一舛五分	さとう			代式匁五分五り		此り	卅束代
一六匁三分	諸白七舛			一六匁三	切錢	老匁二分三	三束八わツ、
一五匁老分二	なミ酒			二口合八匁五分八		二口合九匁四分一	
一老分	六舛式合	此銀		久兵衛		五郎右衛門可渡ル	
一老匁	ゆう	拾式匁二分四		一五舛	戴年貢	二口メ□匁五分	
一老匁	くわし	内		代式匁五分五			
一四分	大根	老匁五	繩七わ代				
		五分	竹				

三九 延宝元年(一六七三)一〇月八日 丑ノ年算用日記

(表紙)  
延寶元年

丑ノ年算用日記

十月八日

へ彦右衛門

一四斗 マツリイト  
ナミ下行

一老斗三舛五合 宵宮座

一八舛 酒テ

一式斗 給

一七舛 (餅)  
三里糎米

一糎米式舛 新福寺か、ミ

一老舛 新福寺へ

米合九斗壹舛五合

此銀

四拾九匁四分

石別五拾四匁ニテ  
もち米共

一老匁五リ なわ七把代

メ五拾匁四分五リ

へ彦右衛門

一五舛 藪年貢

一老斗 畑年貢

一六舛 丸山方

一三舛 馬場方

メ式斗四舛

内

五舛 丑年々新福寺作引

メ老斗九舛

代

拾匁式分六リ 年貢引

〇メ四拾匁壹分九リ餘リ

銀出入帳へ出ス

へ善兵衛

一いな三十  
代五匁七分

一老匁八分 糸い一ツ

一老匁 たこ二ツ

一老匁一分 はも

一老匁八分 めしろ

一老匁六分 糸そ

一老匁式分 ふし

一六分五リ あか、い

一四匁 たい三ツ

一老匁 たはこ一斤

一五リ はしかミ

一三匁 柴

一四分五リ す

一四分 たいこん

一老匁 茶

一六分 炭

一五分 ひともし

一拾壹匁七分

酒老斗四舛六合

一老匁 大豆

一拾五匁一分式リ

食米式斗八舛

石別五十四匁かへ

一拾壹匁 餅米式斗

石別五十五匁かへ

一三分 しゃうゆう

一老匁八分五リ さと(う脱)

一老匁 ゆう

一式分 塩

一三匁 味噌

銀メ七拾匁壹分式リ

又

七匁 造用

式匁 酒テ

三口合 式舛代

七拾九匁一分式リ

内

一五舛 藪年貢

代式匁七分

一六匁三リ 切錢

二口合八匁七分三リ

引メ七拾匁三分七リ

しかへ  
銀上根帳へ出候

へ久兵衛

一五舛 藪年貢

代式匁七分 馬場

一式舛 馬場

代老匁八リ

二口合三匁七分八リ

五郎右衛門へ可渡ス  
銀出入帳へ

清兵衛 切錢

一式拾式匁五分 五郎右衛門へ可渡ス

猪兵衛

一三合 宮馬場

一三合 浦門口

一 藪

一 松枝

一式匁三分 雪折代

内 三舛池床

へ久右衛門

一五舛 藪年貢

代式匁七分

銀出入帳へ

五郎右衛門

子十二月卅日  
一三百九匁八分五りかし

丑二月十五日  
一五拾匁上  
口称材木代

三月二日  
一拾五匁上  
頼母子  
久右衛門へ

メ式百四拾四匁八分五りかし

り式拾四匁四分八り

メ式百六拾九匁三分三り

丑十月二日  
一式拾九匁八分  
頼母子二  
かけ

丑九月十六日  
一三拾六匁四分五り  
三里  
入用

丑二月  
一七拾目三分七り  
善兵へ  
拂

一四拾目一分九り  
彦右衛門へ  
拂

丑二月廿九日  
一式拾五匁八分  
丑年油代  
久右衛門へ拂

三月七日  
一拾五匁四分  
頼母子二かけ

拂メ式百拾八匁一り

メ五拾壹匁三分式り

丑十一月  
一五匁七分  
久右衛門へ  
渡ル

一四拾七匁九分七り  
丑過上

一百七拾八匁一分四り同断

一式拾式匁五分  
佐兵衛へ

合三百五匁六分三りかし  
引

四〇 延宝二年(一六七四)一〇月八日 寅ノ年算用日記

(表懸) 延寶貳年  
寅ノ年算用日記  
十月八日  
一三日田相式斗内(作脱カ) 五郎兵へ  
壹斗めん

へ善兵衛

寅十月八日  
一五匁  
戴年貢

代三匁三分五り

石別六拾七匁  
銀出入帳へ

同  
一六斗  
善兵へ

へ彦右衛門

寅ノ十月八日  
一五匁  
戴年貢

同  
一壹斗四匁  
馬場へ丸山  
まで

メ壹石九匁  
代  
拾式匁七分三り  
へ久右衛門  
戴年貢

石別六拾七匁三

内へ  
壹匁五り上  
銀出入帳へ  
残而拾壹匁六分八り  
繩七把代  
一六匁七分  
久兵へ算用ノ  
内へ上ル

残而三匁三分五り  
久右衛門へ仕かへ  
銀出入帳へ

へ久兵衛  
一武斗  
寅ノ肝煎給

一武舛  
戴年貢  
馬場畑

一七舛  
代四匁六分九り  
おおくかく  
同ねはんノ  
御ふく

(久兵衛の項、墨線で破棄)  
メ式斗三舛  
代  
拾五匁四分一り  
一壹匁  
新福寺  
わら代船渡へ

へ伊兵衛  
一三合  
宮ノ馬場

一三合  
浦ノ門ノ口  
戴

一  
メ六合十  
代  
四分  
池床

一三舛  
代式匁一り  
内四分引  
残而壹匁六分一り

残拾七匁九り  
嘉兵へ銀出入帳

新福寺方帳へ上

久兵衛  
戴年貢

一五舛  
戴年貢

	馬場年貢	内	延宝三年(一六七五) 一〇月八日 卯年算用日記
一六匁三	米九俵	〇六匁 酒手 五郎右衛門まへ	一六匁 久兵へまへ酒テニ わたし
一匁五五分	味噌	〇八匁七分 久右衛門まえ	一拾七匁九り上 加兵へ
一匁五五分	柴	〇八匁五匁七分四り	一五匁五分 久右衛門へ渡し
一匁六分	はまち	〇八匁五匁七分四り	寅冬油代かし
一匁八分	あそ六ツ	右二口さん用へ入	残三百五匁五匁四分
一匁	はも	五郎右衛門	
一三分	ふし	一四斗 マツリイトナミ 下行	一拾九匁七分
一五分	茶	一匁斗三俵五合 宵宮座	一八匁六分
一匁分	はしかミ	一八俵 酒手	〇三拾目二分五り
一匁分	しほ	〇六斗一俵五合 代	内
一三分	たいこん	四拾匁二分	拾匁四分五り引
一八分	ひとつもし	一三匁三分五り上 善兵へ	残而拾九匁八分
一六匁	酒五俵	一拾匁六分八り上彦右衛門	
一三分	す	一六匁六分 良称	久兵衛
一二分	半紙	一匁六分一り 伊兵へ拂	一五俵 藪年貢
一四分五り	柿	一三匁三分五り 久右衛門へ拂	一武俵 馬場畑
一四分	たはこ	一拾六匁四分 へ加兵衛拂	〇七俵 代三匁八分五り
一三分	すミ	一拾五匁七分四り 久兵へへ拂	
一三匁三分五り	夕食米	卯十月十一日二銀渡ス	
一七分	造用	へ引〇六匁九匁八分七り	伊兵衛
合三拾三匁一分三り		仕かへ	一三合 官ノ馬場
内			一三合 浦ノ門ノ口
引〇武拾八匁四分四り			一 藪
		此利三拾匁五分六り丑ノ算用詰	

一三舂	八牛田池床	一七分五り	わら三東	一七舂	造用	〇一三舂目式分七り 弥兵へへ
久右衛門	〆九拾七舂一分五り	内	〆三拾舂式分七り	五郎右衛門まへさん用	〇一三拾目式分七り 同	〇一三拾目式分七り 弥兵へへ
一五舂	藪年貢	三分三り	年貢引	五郎右衛門	〇一三拾目式分七り 同	〇一三拾目式分七り 弥兵へへ
代	残而九拾六舂八分二り	又六分	半日人足	〇一壹匁壹分五り	善兵衛	〇一三拾目式分七り 同
一壹匁七分	九拾七舂四分式り	九拾七舂四分式り	弥兵衛	〇一三舂八分五り	久兵へへ	〇一三拾目式分七り 同
伊兵衛	〆三拾五舂五分	〆三拾五舂五分	伊兵衛	〇一壹匁八分五り	久右衛門	〇一三拾目式分七り 同
一四斗	マツリイトナミ	一壹匁三分五り	たい	〇一壹匁七分五り	伊兵へへ	〇一三拾目式分七り 同
一壹斗三舂五合	宵宮ざ	一壹匁四分	ゑそ五ツ	〇一拾九舂八分可拂	彦右衛門江	〇一三拾目式分七り 同
一八舂	酒手	一五分	はまち一ツ	〇一壹匁七分	同	〇一三拾目式分七り 同
一式斗	給	一式分	ふし	新福寺そう木代	伊兵へへ	〇一三拾目式分七り 同
一式斗	立田會坊	一壹匁	ゑそ三ツ	〇一九拾七舂四分式り	伊兵へへ	〇一三拾目式分七り 同
一式舂	給分	一四分	たはこ	同	伊兵へへ	〇一三拾目式分七り 同
一壹舂	新福寺	一六舂	酒五舂	四二 延宝四年 (一六七六)	一〇月八日 辰ノ年算用日記	〇一三拾目式分七り 同
一壹舂	同白米	一壹匁七分	味噌	(表紙)	延寶四年	〇一三拾目式分七り 同
一七舂	三里餅米	一五分	茶	延寶四年	辰ノ年算用日記	〇一三拾目式分七り 同
一三舂	牛田池床	一三分	す	十月八日	善兵へへ	〇一三拾目式分七り 同
〆壹石壹斗四舂五合	〆壹石壹斗四舂五合	一壹分	はしかミ	やぶ年貢	彦右衛門	〇一三拾目式分七り 同
此代	六拾四舂六分	一三分	しほ	一五舂	やぶ年貢	〇一三拾目式分七り 同
内壹匁六分三り	新福寺御仏供ノ米	一式分	ひともし	一壹斗四舂	馬場	〇一三拾目式分七り 同
ねちかい春ノ	柴	一壹匁五分	たいこん	一五舂	まる山迄	〇一三拾目式分七り 同
一三拾壹匁八分	三三	一三分	すミ	一壹斗四舂	馬場	〇一三拾目式分七り 同
十六日ノ	一三舂三分	一四匁壹分二り	七舂五合昼食	一壹斗四舂	まる山迄	〇一三拾目式分七り 同
	六舂夕食	一三舂三分	六舂夕食	一壹斗四舂	まる山迄	〇一三拾目式分七り 同

久兵へ跡やぶ代 へ一五舁 代二匁八分	五郎兵へ	一老匁五分	柴	一老匁一分八り	助作上	一老匁五分	長右衛門竹代
久兵へ跡馬場畠 へ一式舁	五郎右衛門へ取	一三舁	すみ	一四匁五分	久兵へ諸はくノ年貢	一老匁五分	かし
猪兵衛	五郎右衛門へ取	一八匁七分	晝夕 式度ノ食米 老斗五舁	一式拾六匁	かし 善吉へ渡ス	一九拾目六分五り	辰ノとし作相
一三合	宮ノ馬場	一七匁	造用	一式拾九匁五分	かし 久右衛門へ	引ノ三百七拾九匁一分五り	五郎右衛門前へ
一三合	門ノ口	メ三拾五匁八り	相濟	一三拾五匁八り	かし 佐兵へへわたし	外二三拾五匁四分九り	辰ノとし三日田御物成かやく共
一	やぶ	五郎右衛門	マツリイ ト ナミ下行	一老匁	かし 十月八日入用	辰ノ九月十三日三里ノわり銀	服部村
メ内	やぶ	一四斗	ヨミヤサ	一老匁	かし	三拾老匁七分	
一三舁	牛田池床	一老斗三舁五合	酒手	一老匁	かし		
やぶ年貢	久右衛門	一八舁	給	一老匁	かし		
一五舁		一式斗	新福寺	一老匁	かし		
清兵へ		一老舁	正月御か、ミ	一老匁	かし		
一四匁三分	たい式枚	一七舁	ねはん	一老匁	かし		
一三匁四分五り	ゑそ十三	一五合	御ふく	一老匁	かし		
一三分五り	かつほ	メ九斗式舁	三 もち米	一老匁	かし		
一五匁八分三り	酒五舁三合	代五拾三匁三分六り	ねはん并二 正月ノ米	一老匁	かし		
一四分	たはこ	石五拾八文	ねちかい	一老匁	かし		
一四分五り	すこんにやく ゆはしかミ	卯ノ十二月さん用詰		一老匁	かし		
一老匁七分	みかん	一三百六拾八匁四分		一老匁	かし		
一五分	茶	り三拾六匁八分四り		一老匁	かし		
一老舁	しほ	一三拾老匁七分		一老匁	かし		
一三分	牛房	辰ノ九月十六日		一老匁	かし		
一式分	大根	さん入用		一老匁	かし		



一油式舛 同市兵へ 引かへ  
 一八代八奴  
 一四奴五分 同市兵へ引かへ  
 蔵ノ米ノ内  
 一式奴三分 たい  
 一壹奴四分 ゑそ  
 一四分 たこ  
 一壹奴九分八り いな  
 一四分 ゑそ壹ツ  
 一七分五り かつほ  
 一四奴一分六り 酒五舛式合  
 一壹分五り す  
 一七分五り おう  
 一四分 たほこ  
 一壹奴七分 みそ  
 一五分 茶  
 一壹分 しほ  
 一三分 牛房  
 一式分 大根  
 一壹奴五分 柴  
 一三分 すみ  
 一六奴七分五り 晝夕  
 式度ノ食米  
 壹斗五舛  
 一七奴 造用  
 一七奴 巳ノ三月廿六日  
 ノ酒手  
 一九拾貳奴五分二り  
 一八拾三奴九分七り

久兵へ跡やふ代  
 一五舛 代式奴式分五り 五郎兵へ  
 久兵へ跡馬場島  
 一四舛 代壹奴八分 助作  
 一三合 宮ノ馬場  
 一三合 門ノ口  
 一五舛 やぶ  
 一三舛 牛田池床  
 一貳舛六合 代一奴二分七り銀出入帳へ  
 やふ年貢  
 一五舛 代式奴式分五り 久右衛門  
 一三百七拾九奴一分五り 五郎右衛門  
 一八拾壹奴式分五り切銀 へ清兵へ  
 一三拾七奴九分壹り  
 一三拾五奴四分九り上 辰年三日田御物成  
 方へ  
 五郎兵衛合付落  
 一壹奴壹分七り 伊兵へ上  
 一七拾六奴壹分 高田作相  
 五郎右衛門合  
 合五百貳拾六奴八分式り  
 内拂

一拾奴八分かし 頼母子かけ銀  
 五郎兵へへ  
 一八拾三奴九分三り十月八日入用  
 かし 彦右衛門へ  
 一三拾六分 九月  
 三里入用  
 一拾貳奴九分 かし 油三升代  
 一五拾三奴 かし 午二月七日  
 一三百三拾五奴五分九り  
 一七拾九奴五分式り巳御物成過  
 二口合四百拾五奴壹分一り預り  
 一四拾一奴五分  
 午十二月二日  
 一拾奴八分 かし や兵へへかけ  
 一五拾五奴六分式り かし 茂左衛門へ  
 午祭り當  
 造用  
 一五拾七奴九分五り 惣右衛門へ  
 かし 午十月八日入用  
 午ノとし日記へ付

四四 延宝六年（一六七八）一〇月八日 午ノ年算用日記

（表紙）  
 延寶六年  
 午ノ年算用日記  
 十月八日  
 一五舛 善兵へ  
 代式奴六分  
 へ彦右衛門  
 一五舛 やふ年貢  
 一壹斗四舛 馬場合  
 まる山迄  
 一壹斗九舛  
 代九奴八分八り  
 十二月九日銀上  
 一三合 猪兵へ  
 一三合 宮ノ馬場  
 一三合 門ノ口  
 一五舛 やぶ  
 一五舛六合  
 一三舛 牛田池床  
 一三舛六合  
 久兵へ跡馬場島  
 一四舛 へ助作  
 代式奴八分  
 久兵へ跡やぶ  
 一五舛 〇五郎兵へ  
 代式奴六分  
 式月十三日上

代耆匁三分五り	たい一枚	五郎右衛門	一四拾七匁六分茂左衛門へ
やぶ年貢	大はも一本	一四拾五匁一分一り預り	しかへ九月十六日ノ
一五舁	ゑそ十つ	り四拾一匁五分	入用ノ内
代式匁六分	いな九つ	午十二月二日	一三匁
久右衛門	たこ二はい	一拾匁八分	しかへ
一四斗	ふし二つ	しかへ	や兵へへかけ
代式拾目八分	ふし一つ	一五拾五匁六分二り茂左衛門へ	午祭り當
マツリイ	ふし一枚	入用	一耆匁五分
ナミ下行	めくろ	一五十七匁九分五り惣右衛門へ	しかへ
酒手	酒九舁	しかへ	午十月八日
一八舁	さうたう	入用	入用
代四匁一分六り	す	四五 延宝七年(一六七九)九月一六日 丹後・五百井・服	一七拾三匁九分四り
給	たばこ	部長男中定書	午ノ過上
一式斗	みそ	相談之上定事	
代拾匁四分	茶	一三三里帳箱丹後・五百井長男相對二而、服部一藤へ預ケ置申候、何時成	
壬十二月廿七日	しば	共、三ヶ所長男衆差函次第二先規之通、右之帳箱相廻シ可申者也、仍如	
新福寺	牛房	件	
代耆匁四分	大根	延寶七年	
御か、ミ	柴	未九月十六日	
一八七舁	すみ	はとり	
代八三匁六分四り	式斗まめ	教正㊟	
當年不入	石五十匁五かへ	同 惣右衛門㊟	
二月十四日	食米	同 伊兵衛㊟	
一耆舁	式斗もち米	同 五百井	
代二分	造用	与右衛門(花押)	
新福寺	一七匁	(紙幅の都合上、署判を二段に組む)	
ねはんたん	メ五拾七匁九分五り		
二月十二日	宗右衛門分		
一油耆舁			
代三匁六分			
あふら			
同所へ			
八月廿七日			
一耆舁			
代三匁六分			
あふら			
同所へ			
一式斗			
代拾匁四分立田系ほう			
ありき給			
立田へ御ごく不進候へ共遺被為			
如此候			
一耆匁一分			
かわらけ			
きりこかたな			
〇メ五拾五匁六分二り			
茂左衛門分			